

平成29年 朝日村議会

## 6 月 定 例 会 会 議 録

平成29年 6月7日 開会

平成29年 6月20日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成29年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月7日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○報告第1号から報告第3号まで及び議案第32号から議案第36号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	13
○散 会	13
○署名議員	15

### 第 2 号 (6月16日)

○議事日程	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
○事務局職員出席者	17
○開 議	18

○議事日程の報告	1 8
○会議録署名議員の指名	1 8
○諸般の報告	1 8
○一般質問	1 8
林    邦    宏    君	1 9
高    橋    廣    美    君	3 2
中    村    賢    郎    君	3 9
上    條    俊    策    君	4 5
齊    藤    勝    則    君	5 4
上    條    昭    三    君	6 8
北    村    直    樹    君	7 2
小    林    弘    幸    君	8 0
塩    原    智    恵    美    君	8 7
○散    会	1 0 3
○署名議員	1 0 5

### 第 3 号 (6月20日)

○議事日程	1 0 7
○出席議員	1 0 7
○欠席議員	1 0 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
○事務局職員出席者	1 0 8
○開    議	1 0 9
○議事日程の報告	1 0 9
○会議録署名議員の指名	1 0 9
○諸般の報告	1 0 9
○常任委員長の報告	1 0 9
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第32号から議案第36号までの質疑、討論、採決	1 1 1
○追加議案 議案第37号並びに発議第2号及び発議第3号の上程	1 1 5

○議案提案説明	1 1 5
○議案内容説明	1 1 7
○議案第 3 7 号並びに発議第 2 号及び発議第 3 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議員派遣について	1 1 9
○閉会中の継続調査の申し出について	1 1 9
○村長挨拶	1 1 9
○閉 会	1 2 1
○署名議員	1 2 3

平成29年朝日村告示第33号

平成29年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月31日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成29年6月7日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

平成29年朝日村議会6月定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成29年6月7日(水)午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 報告第 1号 平成28年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 6 報告第 2号 平成28年度朝日村下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 報告第 3号 平成28年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について

第 8 議案第32号 平成29年度朝日村一般会計補正予算(第1号)について

第 9 議案第33号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第10 議案第34号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第11 議案第35号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第12 議案第36号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算(第1号)について

第13 議案提案説明

第14 議案内容説明

---

出席議員(10名)

1番 高橋 廣美 君

2番 中村 賢郎 君

3番 上條 俊策 君

5番 齊藤 勝則 君

6番 上條 昭三 君

7番 北村 直樹 君

8番 小林弘幸君                      9番 塩原智恵美君  
10番 林邦宏君                      11番 清沢正毅君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	塩原康視君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長      高山義教君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） おはようございます。

定刻の時間となりましたので、ただいまから平成29年朝日村議会6月定例会を開会をいたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 上 條 昭 三 議員

7番 北 村 直 樹 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの14日間と決定をいたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果が別紙のとおり報告されております。

監査委員より、例月出納検査結果報告書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました

請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

---

#### ◎報告第1号から報告第3号まで及び議案第32号から議案第36号ま

#### での上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、報告第1号から日程第7、報告第3号まで及び日

程第8、議案第32号から日程第12、議案第36号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

---

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第13、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成29年朝日村議会6月定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、近年の地球温暖化は世界規模で異常気象が多発をしております。国際的課題として、190カ国以上が合意をいたしました地球温暖化防止のパリ協定が締結をされまして、各国が排出ガス削減対策の目標値を定め、推進することとしております。

しかしながら、従来から各課題に対しまして、国際社会で指導力を発揮してきました米国、アメリカがパリ協定から離脱すると表明をされました。温暖化対策は地球規模の課題であり、人類を初め、地球上の生物の生存に深くかかわる重大な課題でございまして、国際社会で一致した取り組みが求められております。

そこで、長野地方気象台によりますと、松本地方はことしの春、3月から5月でございますが、この3カ月の平均気温は平年より0.5度高く、降水量は平年の7割程度で、日照時間は平年より1割多かったと発表がされました。このうち5月の天候は平均気温が平年より1.7度高く、30度以上の真夏日が5日ありまして、特に、そのうち5月20日から23日の4日間はこの連続の真夏日でございまして、観測史上最長の連続記録ということでありました。

一方、5月31日の夕方に降りましたひょうにつきましては、上組地区から下古見地区へ、南から北への帯状での降ひょうでありました。3年前の平成26年6月3日に降りましたひょうの被害よりも小規模で被害は少なく、大きな影響でないことが幸いであったということでございます。

次に、県消防防災航空隊殉職者の追悼についてでございます。

去る3月5日の日曜日に発生をしました県消防防災ヘリコプターの墜落事故は、塩尻市鉢伏山頂付近で訓練飛行中の大惨事となりまして、乗組員9人が全員即死という悲惨な事故でございました。このことは、去る3月議会の最終日の私の挨拶で報告を申し上げ、一般質問

の前段で議員の皆様とともに犠牲者のご冥福をお祈り申し上げたところでございます。

このたび、去る5月30日に、県並びに県消防長会の主催によります長野県消防防災航空隊殉職者合同追悼式が松本の県民文化会館、いわゆるキッセイ文化ホールで営まれました。犠牲者9人の隊員には、各関係機関から顕彰、表彰がそれぞれ遺族に伝達がされました。

このうち松本広域消防局派遣、私どもの加入している消防局でございますが、ここからは2人がこのたび殉職されております。派遣隊員の母体であります県内の消防局、または各広域消防管理者の長野市長、松本広域の松本市長、上田広域の上田市長、佐久広域の佐久市長、大北広域の大町市長及び県危機管理部長が追悼の辞を述べられました。隊員は職務柄、おのれの危険をも顧みず、人命救助という崇高な精神のもとに職務に精励されたことをたたえまして、参列者全員でご冥福をお祈り申し上げたところでございます。

なお、当村からは清沢議長、柳沢消防団長と私と3人で参列をいたさせていただきました。

次に、農畜産物の放射線物質検査についてでございます。

6年前の平成23年3月の福島第1原子力発電所の大事故以来、県内では農畜産物の放射性物質検査を県主導により実施し、村内の農畜産物の状況につきまして、機会あるごとに報告をしてきたところでございます。県は、食品中の放射性物質に関するガイドラインに基づきまして、事故後から本年3月まで、検体の調査を実施してきましたが、県内では平成24年10月以降は全ての品目において不検出となっております。また、国は原発事故から5年を経過した時点で、放射線濃度が低下傾向であることから、ガイドラインの改定を本年3月に施行いたしております。

このような状況を踏まえまして、県は本年度以降の対応につきまして見直しを行い、米、野菜、果実、栽培キノコ、乳製品など農畜産物の検査については、本年3月をもって終了することになりました。ただし、牛肉につきましては、全国の主要市場において全頭検査が継続されている状況に鑑みまして、当面検査を継続することとしております。

いずれにいたしましても、消費者の不安をなくすために、安全な農畜産物の生産と、正確な情報発信が今後とも求められることとなります。

次に、森林環境税、これは仮称でございますが、森林環境税の創設についてでございます。

ご案内のとおり、長期にわたります安価な、安い外国材の輸入によりまして、国内産木材価格の低迷は、当村におきましても林業離れが生じまして、最盛期には村内に6事業所があ

りました製材所は撤退をし、山林従事者は皆無となっております。

しかしながら、戦後、植林をされました、そして手入れをされました山林は、現在、活用期を迎えておまして、しかも国際的課題の地球温暖化対策には、森林吸収源対策の推進が不可欠といわれております。

このように重要な時期でありましても、私ども山村は人口減少時代を迎え、山林活性化の具体的対応は極めて厳しい状況でございます。特に、民有林は国土の3分の1に当たる広大な森林と言われ、当村では、個人所有林は朝日の全山林の25%を占め、いわゆる私有林でございます。現状では放置をされた山、相続もままならず、全国的には所有者不明の山林があるとされております。

また、当村におきましては、昭和の大合併時期に村有林を三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合に分配した経過の中で、現在は各森林組合とも脱退される方が多数おられ、今後の大きな課題となっております。

このような現状を踏まえまして、中山間の市町村は温室ガス削減のため、森林吸収源対策を含めた山林の活性化によります山林従事者の育成や、安定した施業計画が重要な課題となっております。

さらに、森林づくりを推進するには、各市町村は恒久的、安定的な財源の裏づけによります受け皿の体制づくりが必要となっております。私は県の水源林造林協議会長として、また全国水源林造林協議会理事といたしまして、機会あるごとに国に要望活動をしてきましたところ、政府与党は平成29年度税制改正大綱で、市町村が主体となって実施します森林整備等に必要な財源を充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて、国民にひとしく負担を求めることを基本といたします、仮称でございますが、森林環境税の創設に向け、平成30年度、来年でございますが、税制改正において結論を得るとの方針が示されたところでございます。

また一方、県は平成20年度から独自の森林税を制定しまして、現在、全国の37県で単独の森林税によりまして取り組んでおりますが、当村はいち早く平成21年度から県の森林税を積極的に活用し、里山整備がされましたところから国の補助金を活用しました鳥獣被害防止柵を設置して、野生動物からの被害防止に努めているところでございます。

そこで、仮称でございます森林環境税創設の狙いは、市町村が森林づくりの計画的取り組みによりまして、山林従事者の安定した雇用の確保を初め、地球温暖化防止にとどまらず、国土の保全や水源の涵養等々、地方創生につながるものでございまして、都市、地方通じて

国民にひとしく負担を求めることにより、森林を持つ山村対策の抜本的強化となり得るものでありまして、議会を初め村民の皆様の理解とご協力を願うものでございます。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、新役場庁舎の建設についてでございます。

去る3月27日の臨時議会で本体工事請負業者の議決をいただきまして、早速4月11日に現地におきまして建設工事の安全祈願祭並びに起工式をとり行いました。現在は用地の造成工事中でございまして、8月上旬、お盆前には基礎工事を、お盆過ぎには木工造、建屋の建築に進む計画でございまして、現時点では計画どおりの進捗となっております。いよいよ建設工事が着工されましたので、工事期間中は工事車両の通行や建築に伴います騒音等、近隣の皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、人口高齢化についてでございます。

ご案内のとおり、我が国は世界に類を見ない少子高齢社会が進行しまして、人口減少時代を迎えております。県の発表によりますと、本年4月1日現在、県の高齢化率は31%で、当村の高齢化率は31.1%となっております。おかげさまで、私が村長就任以来、当村の高齢化率は県の平均値を推移してきております。

このような状況の中で、当村には90歳を過ぎてもレタス栽培等農作業で、また工場経営等において第一線ではつらつと取り組まれております方々がおられますことは、まさに生涯現役のモデルとして敬意を表するものでございます。また、昨年オープンをいたしました「えべや かたくりの里」は、予想以上の利用状況でございまして、高齢者の皆様の生きがいの場として活用されますよう期待をするものでございます。

一方、当村は、15歳未満の人口割合が11.4%でございまして、県の平均の12.7%より低く、中学生以下の人口確保は今後の課題でございます。

なお、既に報道されておりますが、後期高齢者医療保険の過誤につきまして、国のシステムに誤りがあり、県広域連合で調査がされているところでございます。当村では、平成26年度分の国保税で1名の過小徴収あり、平成20年度分の後期高齢者医療保険で1名の過大徴収となっております。この方については、還付につきまして、今定例会で補正予算をお願いをいたしております。

次に、県営中山間総合整備事業についてでございます。

このことにつきましては、去る3月議会で取り組みの方針を申し上げますが、本年度の事業方針計画の策定等について申し上げます。

去る5月に、該当地域、地権者等70名の皆様に説明会を行いまして、基本合意をいただきましたので、5月末から該当地域ごとに地権者と協議を初め、昨日までに6地域のうち4地域で協議を実施しておりまして、7月中旬をめどに事業計画の策定をしてまいる予定でございます。

事業予定は、圃場整備6カ所、用排水施設4カ所、集落道整備1カ所、農道整備1カ所、活性化施設1カ所で行っておりまして、地権者の同意により、国・県に事業要望書を提出しまして、事業採択がされますと、平成30年度、来年度から5カ年計画で事業実施を進めようとするものでございます。事業費につきましては、おおよそでございますが、10億円を見込んでおりまして、国・県の補助を85%見込んでおりますが、いずれにいたしましても、当村の大型構造改善は最後の機会と捉えておりますので、地権者の皆さんには自分の耕作している耕地を、将来を見据えたご理解を願うものでございます。

次に、松くい虫被害対策についてでございます。

このことは、昨年、当村に初めて被害木1本が発生をしました。機会あるごとに申し上げ、村民の皆様から関心を持って注視していただき、早期発見、早期対応によります被害拡大を防ぐことを行っておりまして、これによりまして、去る3月定例会でも申し上げ、予防のために樹幹注入による予防、それから薬剤の地上散布による予防を村民の皆様から対応していただくよう周知して、補助金を設定しているところでございます。

また、去る5月末には松くい虫防除対策協議会を開催をしまして、区長さん方には自宅の裏山の山林について、それぞれ各自で薬剤の地上散布等ができないか、ご協力をいただくようお願いしたところでございます。

このたび、林業総合センターに鑑定依頼をしておりました松枯れ損木3本につきまして、昨日の6日に2本からマツノザイセンチュウが検出された報告がありました。村では早速地権者の了解を得て、広域森林組合に燻蒸処理を依頼したところでございます。場所につきましては、1本につきましては、下古見の株式会社デリカウェーブのパン工場の裏山で行っておりまして、他の1本につきましては、ピュアラインあさひの上流で、高圧送電線付近で行っております。また、この付近では松本市今井地籍でもありまして、この今井地籍でも発生が確認をされておりまして、松本市に至急対応をお願いしたところでございます。

この状況を踏まえますと、横出ヶ崎からの古見の山とピュアラインあさひから小野沢への、あの中でございます、この両方の松につきましては、今後被害が拡大するものと思われまます。早期に何らかの抜本対策が求められることとなります。

次に、埋蔵文化財の発掘調査についてでございます。

県道中組バイパスの計画推進によりまして、道路事業地の埋蔵文化財調査で、山鳥場遺跡の発掘調査につきましては、機会あるごとに申し上げてきましたが、本年4月、三ヶ組遺跡につきましては試掘調査を実施いたしましたところ、過去の圃場整備で大規模な構造改善がされたことによりまして、遺跡や遺物の痕跡は確認できず、発掘調査は不要と判断がされました。これによりまして、現在、東側につきましては、道路工事に着手をされております。

なお、山鳥場遺跡につきましては、昨年の残った残分につきましては、現在、発掘調査が進められているところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告3件、予算5件の計8件でございます。

まず初めに、報告第1号、2号につきましては、平成28年度朝日村一般会計及び下水道特別会計につきまして、それぞれ平成29年度に繰り越しました繰越明許費を法の定めによりまして報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、平成28年度の朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、議案第32号から36号までは補正予算でございます。

まず、議案第32号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第1号）になりますが、これにつきましては5,071万円を追加をいたしまして、予算総額を41億131万円とするものでございます。

このうち、歳入の主なものは、繰越金が2,595万円、国庫支出金が747万円、県の支出金が748万円、村債が600万円等でございます。

歳出の主なものにつきましては、地方創生交付金で行います木質資源循環利用推進事業委託料に2,000万円、新庁舎建設に伴います村産材の調達業務の追加に1,550万円、新庁舎への防火水槽の設置に600万円、元気づくり支援金で行います村産カラマツのPR用家具制作に380万円、かたくりの里の排水施設の改修工事に242万円、宝くじ助成事業で行います小野沢区のコミュニティ備品整備に170万円、同じく、消防団の安全装備品の整備に105万円、その他、人事異動に伴う人件費の組み替え等でございます。

次に、議案第33号から議案第36号までは特別会計の補正予算でございます。このうち国民健康保険特別会計につきましては、国保の制度改正に伴いますシステム改修費224万円を追加するものでございまして、下水道特別会計につきましては、226万円を追加し、そのう

ちマンホールポンプ管理システムの更新176万円が主な内容でございます。

なお、今会期中に農業委員会委員の人事案件につきまして、追加提案をさせていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

### ◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第14、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時50分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開します。

報告第1号から報告第3号までの3件につきましては、議決案件ではありませんので、報告を受けたこととし、処理をいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時50分

平成29年朝日村議会6月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成29年6月16日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

---

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	生活環境課長	塩原 康視 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会計課長	林 さとみ 君
教育次長	清沢 光寿 君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により  
8番 小林 弘 幸 議員  
9番 塩 原 智恵美 議員  
を指名いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。
- 

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきいただきたいと思います。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） では初めに、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は、2問について質問させていただきます。

1問目は、前々から申していますけれども、大尾沢の村有林を主体とした質問です。

これにつきましては、マツノマダラセンチュウは待ったなしですから、やはり現時点では、やはり早急に対応を急がなくちゃいけないんじゃないかなと、そういう思いに徹してまして、こんな質問をさせていただきます。

それでは、お願いいたします。

まず1問目、水源林の松くい虫防除対策は。

我が国における松くい虫の被害状況は地球温暖化に伴い、低緯度圏から高緯度圏へ、低標高地帯地域から高標高地帯へと感染領域が拡大され、北海道を除く46都府県で感染被害が発生し、防除対策に追われております。

当村では、昨年7月に最初の被害木が下古見の山林で発見され、伐倒、薫蒸処理され、ことしは6月に下古見のパン工場裏山付近とピュアライン裏付近の丘陵内のアカマツ枯損木の検体からマツノキセンチュウが検出され、3本目となってしまいました。被害木の早期発見と早期対応が課せられてまいりますが、感染被害が拡大しないよう、松くい虫被害防除対策を村民へ周知し、大切な松を守りたいものです。

現在の松くい虫の被害標高は800メートルから900メートルぐらいですが、今後、さらに標

高の高い森林に感染被害が拡大することが想定されます。村民においしい水を供給している大尾沢の湧水は、涵養機能はアカマツや他の針葉樹、そして、多樹種の広葉樹などの立木で構成されており、取水水源の標高は1,000メートルぐらいで、私有林を借用いたしております。

水源林を松くい虫感染被害から守り、安定した取水量を確保し、安全な湧水を維持するためには、水源林を公有化し、管理の行き届いた体制で松くい虫感染防止隊の設置、徹底した監視体制の構築で、マツノマダラカミキリの薬剤散布をしない水源林にしたい。

村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま林議員の松くい虫被害の水源、朝日村の水源、水源は今現在、朝日村には3カ所あります。ご案内のとおり、大尾沢には第1水源、第2水源、それから外山の水源、御馬越の水源、水源は場所的には3カ所ありますが、その中であって、松くい虫の被害の心配でありますけれども、今、林議員が申し上げましたように、大尾沢の水源の一番取水をしていますのが第2水源でありまして、これは昭和37年に朝日村の簡易水道を、いわゆるそれまでは西洗馬水道、針尾水道、古見水道、個々に水道を引いておりました。それを昭和37年に朝日村の簡易水道に統一したときに、第2水源は設置したものでございます。

そこで、ご案内のとおり、今、標高は約1,037メートルの場所でありまして、今、松くい虫の被害は800メートルから850メートルの範囲に広がっております。でありますから、余り心配心配とかき立てるよりも、私としては、今の大尾沢を見ますと、大尾沢は松の木はありますが、これは山腹の中腹から頂上に向かってありますが、水源の周辺は杉の木でございまして、ありますので、大尾沢につきましては、第1水源、第2水源もありますが、ただその下に浄水場がありまして、浄水場には小さな松が植わっておりますが、これはそれなりきの対応ができますので、いずれにしましても、松くい虫の被害を防止することは大事なことでありますが、大尾沢について大きく取り組む状況ではない。

しかしながら、今、議員のほうからも質問がありました。朝日村の大きな、これは昨年の8月の議会で申し上げましたので、皆さんご承知だと思いますが、朝日村の大きな特徴であり欠陥は、公有地が個人所有地を非常に多く借りている。30カ所以上借りているところがあります。

でありますので、これは先人の皆さんの時代に取り組んだものでありますから、いい悪いは抜きで、こういったことは行政の立場からいきますと、非常に不均衡でありますし、地方自治法からいきますと、ちょっと抵触する分野があるわけではありますが、そういう意味で、私は村の財政を立て直したことによって、平成25年から順次、そういったところの公有化、村有化を図ってきたわけではありますが、一番先に、実は、そういう意味では水道水源の取り組みをしなきゃいけない。

その判断で、平成26年に個人所有者と話し合いをさせていただいておりますが、ここの所有は、ご案内のとおり、もう半世紀先からの借りているところでありますので、なかなかおいそれというようにいかないのが実態でありまして、そういう意味では昨年度、28年度に外山の水道の水源、それから古見の配水池、こういう話し合いのできたところは村有地にしてございますので、そういう点でご理解をいただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、村長からご説明いただきまして、いずれにしましても、ほとんどが私有林ということで、もろもろの条件というのは非常に厳しさが想定されます。

そういう中で、そうすると公有化ができないとすれば、私も以前、再三申し上げていましたけれども、水源の保全地域の指定を定めまして、そして、それで、かつてはそれが地権者にとっては網かけになってしまいますけれども、そういう形でやはり基本的には水質を汚濁させてはいけない。例えば、先ほどの話の中では、水源の地帯はアカマツはなくて杉だということですが、やはり全くないわけじゃなくて、貯水池を含めるとやはり23%ぐらいの松林が、松の森林がありまして、それをやはり管理していかなきゃいけないという、そういう背景があると思います。そういう意味で、やはり公有的な対応を要求されるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、ここへ来てぜひ、そういう意味で、今まで私権を返上されて、日常1,000トン近くの水量を提供していただいている、そういう背景からもその辺も加味されて、もし公有化がだめならば、指定地域に指定して、そしてそこにそれなりきの行政の指導力が発揮できるような体制づくりをぜひしていただきたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 大尾沢だけに申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一番先に村有化しなきゃいけないということで始めておりますが、今、話は少し暗礁に乗り上げておりますけれども、しかし、これを私は諦めたわけではございませんので、その辺のご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、今現在、村長は県の森林の、実際使われているのは県の水源林造林協議会の会長をされていると、そういう立場でもありますし、当村からもやはり議会議員も出ていますし、そう意味で、ぜひ早期に指定を実施していただいて、少なくともやはり村が、行政がしっかりとした管理体制が構築できるような方法をぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、その辺はくどいようですけれども、申し上げたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど来から申し上げましたように、時間をかけなければ解決しない分野もあります。そういうことも含めてご理解いただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） この水源の保全地域の指定というのは、内容的にはやはり指定をするという報告等を提示すればやってやれないことはない、ということですから、先ほど、26年来というと、もう3年経過してはおりますけれども、そういう面で、そこの地権者の合意なり、理解をしていただいて対応ということに関しては、やっておられていれば、私はやはり

皆さんがそれに対して抵抗を示すようなことじゃなかろうかなと思います。

いずれにしましても、何らかの形で、安定した涵養機能を持つための森林を維持するためには、それ相応のやはり措置が必要じゃないかなと思いますけれども、これは今、確かに水源の置かれている立場は1,037メートルということなんですけれども、そういう場所であっても、マツノマダラセンチュウ、マツノマダラカミキリは待ってくれませんし、そういう面で万全の体制をしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はぜひそういう対応をとっていただきたいなと思います。

それからあと、松くい虫除去対策で、聞くところによりますと、監視体制の人々が、多分村の村有林の管理委員の方だと思いますけれども、5名いらっしゃるという、そういうような状況下なんですけれども、どんなような体系をとられて、そして、どんなような活動をして、そして、皆さんが監視する範囲というのはどんなようになっているのか、その辺をお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員のただいまの村の監視体制の件についてでございますが、この後、他の議員さんからもご質問がございますので、詳しくはその場でお答えしたいと思いますけれども、今年度については新たに監視委員を委嘱をさせていただき、監視体制をとっておりますので、そんなことでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） マツノマダラカミキリがだんだん高緯度の、高海拔のほうに向かっているというような、そういう状況下で、監視体制というのがどういう形かちょっと存じませんが、いずれにしましても、海拔が上がっていきますとやはり視界から相当遮られ、もろもろの条件が悪くなると思います。

それで、マツノマダラカミキリが活動するのは、今ごろから9月いっぱいというような話を聞いております。そういう中からやはり松の枯損傷木を発見しなきゃいけないというのは、そういうことで相当厳しいところがあるんじゃないかなと思います。海拔が、やはり標

高差が少なくとも500メートル以上あったり、そして、それに障害木等、そういうものがありますと、そうするとやはり目視の監視では限りがあるんじゃないかなと思います。そうすると、今はやりのドローン等の監視というようなことは考えておられるのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員の監視体制の中でドローンの活用等というお話もございましたが、過去にもドローンの活用については、雨水被害の確認等ということでご質問を他の議員の方からもお話のある中でお答えをしておりますが、なかなか山林で使う場合については、オペレーターの技術と、また、ドローンの性能等によってなかなか難しい操縦になってきますので、その辺は現在、当村で持っているドローンでの対応についてはなかなか難しいかなということで考えています。

ただ、宅地等では対応できる部分については、そういう対応もできるかと思っておりますので、状況により使用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 水源林の水質汚濁というような絡みも含めての中でちょっと質問したいんですけども、水源林の中で、これは想定になりますけれども、もし松枯れの要するに枯損木が出た場合、どういう処理を考えておられるのか、その辺、お聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 水源林内での枯損木の処理ということでございますが、これは場所にもよりますけれども、基本的には伐倒、薫蒸処理という形になるかと思っております。ただ、水源に近い場合は薬剤を使いますので、その辺は状況に応じて水源に影響のないところで行うような形になるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今の回答では、やはりイメージとしては薬剤処置みたいな形なんですけれども、それ以外の方法って考えられませんか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） そのほかの処理については、あとは焼却処理をするということが一般的になるのではないかと思いますけれども、やはり山林の中であった場合は山火事等の場合もありますので、これも状況に応じた対応になるかと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、水源林である以上、どういう箇所であろうにしても、やはり農薬を使うというそういう前提からいきますと、もろもろの、今、松本市もいろいろもめているみたいなんですけれども、村民との合意形成は早い時期から丁寧に取り組んでいかないと、もろもろの問題が発生するんじゃないかなと思います。

そういう意味で、朝日村の皆様にはぜひこの松くい虫、それから水源林もろもろ絡んだそういう情報を提供し、なおかつ松くい虫に対する関心度を高めていただいて、合意形成ができるような取り組みをぜひ対応していただいて、有事の際はやはり問題の発生しないような処置をぜひお願いしたいと思います。

どちらにしても、朝日村はもし、今は大尾沢の湧水を使っておりますけれども、時と場合によっては、船ヶ沢の表流水を使わなきゃいけないケースの場合があったり、そうすると、基本的にはやはりあちらも松林、松の森林が多くて、特に三区生産森林組合のところには、マツタケ山とかそういうのが存在してしまっていて、そういう点では必然的にやらざるを得ないのがヘリコプター等による空中散布の薬剤散布になるんじゃないかと想定されます。

そういう意味でも、やはりそういう面でのことも考えられて、もろもろの皆様にやはり情

報提供と、それから周知徹底ができるような、そういう体系を地区長会の折とか、それから出前村政の折とかもろもろについて、そういう情報を提供しておいていただいて、有事の際に村民がそれに対して賛同、もしくは合意できるような体制固めをぜひお願いしたいと思います。

これをもちまして、この質問は終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） それでは、2問目の質問させていただきます。

消火水量の確保は。

3月下旬に発生した三ヶ組の事業所火災は、有機溶剤を取り扱う業種で、消火作業には消防団員の皆様は大変な苦労をされました。昨年、同じころの針尾下組の火災でも同様ですが、鎮火させるまでには長時間の消火水の放水が余儀なくされており、大量の消火水が必要となっております。さらに、延焼を阻止するためには、なお一層の水量が必要で、防火水槽の水利条件の悪い場所は早期に改善しなければなりません。三ヶ組の消火作業では、薬師堂のため池や小和田の田用水用堤の開放で、裏山や隣接民家への延焼を食いとめることができたのだと思います。

水利条件の不備な地区の改善は急務です。既存の規格外れの防火水槽の見直しや改善を早期に実施し、また、防火用河川やため池の利活用も見直して、有事の際、その機能が発揮できるようお願いものです。

今後の消防施策をお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、林議員の消火水量の確保はということで、消防水利の計画についてのご質問でございますけれども、これにつきましてお答えをさせていただきます。

消防に必要な水利施設でございますけれども、国の消防法の規定によりまして、市町村がこれを設置し、維持管理をするものとされております。現在、村内には消火栓が251カ所、

防火水槽が87カ所ございまして、このうち消火栓につきましては、平成22年に全て点検を行い、不備のある消火栓及び消火栓ボックスにつきまして、修繕、更新等を行っております。防火水槽につきましては、これまで管理台帳が整備されていなかったため、村内の防火水槽の状況が不明でございました。昨年、全ての防火水槽の点検調査を行いまして、管理台帳を作成いたしております。

この防火水槽の点検、調査でございますけれども、外観の変形、損傷、また、ふたの開閉操作がよいかどうか、漏水がないか、また、コンクリートの強度試験、それとコンクリートの劣化を見る中性化試験を行っております。

調査の結果、アスファルトで覆われて調査ができなかった10カ所の防火水槽を除きまして、76カ所の防火水槽につきましては、コンクリートの劣化の大きな原因となります中性化というものの進行度はほとんどございませんでして、コンクリート内部の鉄筋の腐食についても問題はありませんでした。

また、コンクリートの強度でございますけれども、数値の低いものでも5段階ランクの強いほうから2番目で、特に問題はなく、76カ所のうち、62カ所で最も強度が強い5段階ランクの最強度を示しております。一部コンクリートが破損した防火水槽があるものの、大規模な補修、補強は必要がない状況でございました。

ただし、今後の課題として、3点挙げられております。

まず1点目が防火水槽の破損でございます。これにつきましては、直接防火水槽の強度に問題はございませんが、車両が乗り上げることなどにより、マンホールのふたのすりつけ部分が破損しているものがございました。こういったものにつきましては、表面被覆工法などにより修繕が必要ということで、そういったものが21カ所ございました。また、漏水が2カ所、取っ手がとれているなどふたの不具合が14カ所、標識看板の字のかすれ、さびなどが58カ所ございました。

これらの修繕につきましては、今年度の当初予算に予算を計上させていただいておりますので、本年度、修繕を実施する予定でございます。

2点目でございますけれども、防火水槽の配置についてでございます。当村には、先ほど申し上げましたとおり、現在、村内全域に消火栓が251カ所、防火水槽が87カ所設置されております。これらの水利施設につきましては、国、消防庁の消防水利の基準によりますと、家屋などの防火対象物から直近の消防水利に至る距離が140メートル以下になるように設けなければならないとされております。

今回の調査、範囲に入っていない区域が確認されております。これにつきましては、当村を管轄しております松本広域消防局山形消防署で確認をいただきまして、水利施設から離れている戸数などを勘案する中で、新たに防火水槽を設置したほうがよいと思われる箇所11カ所を選定をしていただいております。これにつきましては、今年度、消防団、また、区長さんと一緒に検討をさせていただきまして、優先順位を決めまして、来年度から予算の範囲内で新たな防火水槽の設置を行っていく計画でございます。

最後、3点目でございますけれども、防火水槽の基準でございます。

こちらにつきましては、林議員からもお話がございました。消防庁の消防水利の基準では、防火水槽につきましては常時、貯水量が40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないということによって定められております。

今回の調査におきましては、87カ所の防火水槽のうち、40カ所でこの40立方メートル未満の防火水槽が確認されております。今後、この防火水槽を設置し直す場合は40立方メートル以上のものに更新していく必要がございます。ただ、これらの防火水槽につきましては、現時点ではコンクリートの劣化や強度には問題はなく、容量は少ないんですが、現状のまま使用はできます。こうした防火水槽につきましては、今後、村の財政状況を踏まえながらどうしていくか、松本広域消防局、消防団、区長の皆様と検討をさせていただく中でご意見をいただき、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、前回の三ヶ組での、要するに鎮火するまでにどのぐらいの消火水を消費したのか、その辺がもしわかればお聞きしたいなと思っておりますけれども。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 三ヶ組の火災における消火栓を使用してでの水量というのは、当局のほうではちょっと把握をしておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、現在の家屋というのは、一昨年針尾の火災もそうなんですけれども、外装部分が非常に耐火性、もしくはそういう構造になっていて、どうしても外部からは放水してもなかなか鎮火に至らないというようなことで、結果的にはやはり長時間の放水が余儀なくされるという状況が、前回は今回もそうじゃなかろうかなと思います。今回はたまたま無人の方向に風がたなびいていて、無風状態に近くて、いろいろ消火活動には幸いしていましたが、やはり立ち上がる炎、もしくはそういう熱源で隣接の農家とか民家に関してはそれ相応の予防、消火が必要じゃないかというふうに、私どもは見ていました。

そんなことで、水量があったからこそそういう措置ができるんですけれども、なければ、例えばそういう予防処置ができないと、延焼する可能性もやはりあったんじゃないかなと。そういう意味で、最近の火災というのは、もろもろ含めるとどうしても消火水量をたくさん確保しなきゃいけないと。40立米、もしくは毎分1立米の水量が確保できればいいというような状態をはるかに脱しているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺は当局はどのようにお考えになっていますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 消防水利につきましては、消火栓と防火水槽というものがやはり水量に限りがあると思います。消防水利につきましては、各地域の水路とかため池、そういったものも利用し得る水利になると思いますので、その辺につきましては、管理されている方がそれぞれ水路、ため池のそれぞれの所有者、また管理者、また占有者という方がおられますので、そういった方の承諾を得て、そういったものを消防水利に指定して、常時使用可能な状態に置くということが大変重要だと思います。

その辺につきましては、各地域の消防団が各それぞれの管理者、所有者、占有者と承諾をいただいて、常に使える状況にしているということにしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今の答弁の中で、防火水槽、もしくは消火栓では、能力的にはやはり不足ぎみになるのはもう明らかだと思います。そういうことで、その地区に存在していますため池、もしくは河川等の役割が相当重要視されるんじゃないかなということ、それに関しては今の答弁では、地区の方をお願いするような形みたいなイメージを捉えますけれども、これは的確な、有事の際にやはり機能を発揮するようなため池であって、そしてなおかつそういう河川でなければならずいなと思っておりますから、その辺については、今後どのようにやっていくのか、より積極的に、任せでなくて、例えば各ため池等については、そういうことを加味して積極的にそのしゅんせつ作業等をして、常に渇水期であろうがとにかく必要な水量が確保できるような体制づくりをぜひ整えていただきたいなと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の水利の確保ですが、これは消防というはっぴを着ていれば、消防団長、副団長、各分団長は一番先にそれに取り組んでいます。でありますので、林議員の言う西洗馬地区につきましては、第5分団長のもとでそういう対応をしながら、しかも消防団の中で議論をしながら水利の確保をどうするか、これをやってきておりますので、それについて、不足については消防団がその地域ごと、地区ごとに話し合いをされながら確保している、これが実態でありますから、今少ないとかそういう話じゃないということをご理解いただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、特に河川等に関しては、渇水期みたいなとき、やはり取水が容易で、それが維持できるような体制というのが、これはもう必要条件じゃないかなと思います。

そういうことで本当に、例えば消防団員がさっと現地に、その際に走って対応しても、例

例えば土のうを積まなければそちらのほうに必要な水量が確保できないとか、そういうような体制でなくて、例えば水門なりゲートを下げることによって、そちらのほうの水位がとまり、片方にそれが流れるとか、そういうような形で、その辺の、要するに利便性の高いそういう河川関係もやっていかなくちゃいけないと思いますけれども、そういう点は、本当にそういうふうな設備になっている取水というのは少ないように思われますけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 先ほども申し上げましたとおり、水路とかため池の管理等につきましては、地元分団で行っております。地元分団がやはり地域のことは一番わかっておりますので、どこにどういう水門があつて、どういうふうにすればどこに水が流れる、そういったことは消防団のほうでしっかり地域地域ごとに取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） そうすると、そういう取水条件の非常に、時期とかタイミングによっては非常にそういう条件の悪いところであると思うんですけれども、そういうのが現在、そのまま放置、放置という言葉が妥当かどうかわかりませんが、そのまま現状のままになっているという箇所が見受けられます。だから、そういうところは分団からそういう要請がなかったというふうに解釈すればよろしいんですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員のご質問でございますけれども、地域地域にそういった水路とか、渇水期にでも水がどこをどういうふう流れるかというのは、消防団のほうでしっかり把握をしていただいているものでございます。

こちらのほうへは、特に水路からの取水の関係で相談があつたりとか、要望等があつたということは、今のところはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしましても、そういう箇所が私の目からは見受けられます。

そんなことで、やはり各分団、もしくは消防の体制のほうにその辺がやはりスムーズに実施できるような体制づくりを要望なり、そういうことを進言なり提言しまして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、第1問目でございます。子供子育て支援のさらなる充実に向けてということをお願いをいたします。

当村の子育て支援については、保育料無料、出産祝金、高校生までの医療費無料、ゼロ歳児から受け入れ可能な新設の保育園等、その充実ぶりは突出していると思います。そこで、さらなる充実に向け、確認をしていきたいと思います。

平成28年5月、信州型コミュニティスクールの一環として、当村においても、朝日小わくわくサポート隊が組織され、四十数名のボランティアの皆さんでスタートをいたしました。まずは1年を振り返り、その総括はいかがかお聞きをしたいと思います。

次に、子育て支援センターわくわく館についてお尋ねをいたします。

学校から離れ、まさにあさひっこらしい子供たちの活躍の場がこのわくわく館であり、この当村の子育て支援の売りの一つだと思います。館長さん初め、スタッフの皆さんの企画力と行動力に敬意を表します。

しかしながら、約200名の登録というふうにお聞きをしております。そして、常時六、七

十名が利用していると。そうすると、常駐スタッフ、ボランティアの皆さんの対応が十分かどうか、この辺もお聞きをしたいと思います。

次に、最近問題になっている子供貧困問題についてお尋ねをいたします。

これは厚労省がOECD基準によって調査をしている子供の相対的貧困率により、6人に1人が相対的貧困であるという発表があったものです。過去に我々の身近で感じられたような、いわゆる衣食住に事欠く絶対的貧困ではなく、生活環境とか家庭環境の変化が絡んだ複雑な問題であります。このような問題に対して、現在の状況、また、起こり得る近未来の朝日の子供たちに対して、どのように対応していくかお聞きをいたします。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、高橋議員の1番目の質問にお答えします。ちょっと長くなるかもしれませんが、お許してください。

初めに、村の子育て支援に関して高い評価をいただきまして、感謝申し上げます。

1点目、信州型コミュニティスクールの進捗状況であります。今年度ですが、5月10日第1回目の運営委員会と引き続いて、ボランティアさん方と学校職員による全体会を行って、今年度の方向を協議したところであります。

今年度は、学校支援ボランティア、あさひっこわくわくサポート隊であります。53名が登録してござっております。昨年度より10名以上ふえて、今年度力強くスタートをしたというふうに感じております。また、昨年度の学校評価アンケートで、コミュニティスクールの項目であります。「よい」と「まあよい」が92%であります。地域コーディネートをいただいている前教育長の柳沢さんが学校、それから、社会、地域の状況を十分把握されて取り組まれた結果だというふうに思っております。中信教育事務所の担当主事も非常に高く評価してござりまして、県教委主催の研修会で柳沢さんが講師として実践発表もしております。

今後であります。ボランティアに来られた方々が子供から元気をもったと、そんなふうにおっしゃっているように、学校への支援のみが目的ではなく、生きがいにもなり得る、互いに支え合う、そんな関係もある学校を核とした地域コミュニティの活性化も果たしているというふうに考えております。

各地区でも学校を核にしたボランティア活動へ積極的にご参加いただいたり、また、お忙しいとは思いますが、現状を直接ごらんにいただく中で、ご指導いただければありがたいなと、このように思っております。

次、2点目であります。

今年度の放課後児童クラブであります、今、お話しのとおりであります。全児童229名中198名、86%の子供たちが登録しております。毎日この人数が来るわけではありませんが、議員のおっしゃるとおり、50から60が常時いらっしゃるということでもあります。ふだんは5名の職員が適宜子供の中に入って指導をしておりますし、このクラブの中で最も大事にしていることは、子供たちが自分の責任で自由に遊ぶということを主にしております。

つまり子供たちの自主的で自立的な態度の育成を目指しているところにありまして、毎週水曜日ですが、職員が打ち合わせをしてから、子供が進行役となって、毎日感じている課題などを話し合う子供集会というのを開いております。常にそのように、子供の問題意識に働きかける取り組みも行っているわけでもあります。また、万一の場合の損害保険もかけておりますし、職員をふやすことが子供の自主的な、また、自律的な態度の育成につながるとは考えておりませんので、ご理解いただければありがたいと思います。

なお、国の基準であります、朝日村の児童クラブは、現時点で2名以上の指導員が必要ということですが、既に国の基準は満たしておりますので、よろしく申し上げます。

さらに、年16回、わくわく体験クラブといいまして、ベーゴマや手芸、料理教室など、ボランティアさんのご指導による活動も行っておりますし、議員ご質問にあるとおり、職員の高い企画力や豊かな想像力、発想力で年14日以上になりますが、野菜づくりや自然体験の飯ごう炊さん、わくわく夏祭り、まゆ玉づくり、そして、大学と提携した造形ワークショップなどというものも取り入れたり、今言ったように、食も取り入れた多彩な活動を行っていて、子供から高評を得ているところであります。

続きまして、3点目であります。

自分の小さかったころのことを考えてみますと、今から考えれば決して十分とは言えませんし、親としては精いっぱいだったと思いますが、食事を与えられ、衣服を宛てがわれ、それから、寝る場所も用意してもらって育ち、今の自分があるわけでありまして、親には大変感謝しております。

村長が昨年12月の議会で、食に関する議員の質問に、まずは家庭でみんなで食べましょう。これが一番先で、家庭があつての学校給食と、このように述べております。先ほども述べた

とおりであります。子供への衣、食、住の提供は、まずは保護者の責任のもとに行われるべきものだと考えております。ただし、議員のご質問のとおり、生きていくために最低必要な食料などを手に入れることができない、絶対的貧困にいる子供、または、生きるための基本的な衣食住が十分に保障できない、いわゆる相対的貧困と言われる状況にある子供に対しては、支援を行うことは必要なことだと考えております。

あくまでも家庭、仮の考えであります。今後、子供たちの状況が今述べたようになっていくとするならば、当然、国の施策や支援のあり方も変わっていくと考えられますので、国の動向を見ながら関係各課と連携して、必要な支援を行っていくことになると考えています。

最後であります。ご承知のとおりであります。貧困問題は大変見えにくく、また、当事者が声を上げることが難しい問題であります。でありますので、教育委員会のみではなく、地域のことは地域が一番よくわかっているはずであります。先ほど答弁したとおりであります。地域コミュニティの活性化にも関係して、恐らく今後ふえていくと考えられます。ひとり暮らしの問題とか、コミュニティの活性化、空洞化、そのようなものもかかわってまいりますので、コミュニティのより一層強い横のつながり、これを図る上でも、今言った子供も含めた地域の課題に対して、住民の力を集め、共助の精神で支援していくことが今後、ともどもに考えていく必要がある課題だと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、議員の1番目の質問にお答えいたしました。終わります。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 教育長に2問、3問、的確な答弁いただいたと思います。

朝日村のいわゆるハード面の子育て支援と、そして、教育長中心にボランティアの皆さん、コーディネーターの皆さん、それぞれがその場その場でしっかりやっておられるということは、今お聞きをいたしました。

その中で、いわゆる貧困の連鎖という部分でつながるかとも思いますが、衣食住については満たされても、その陰の部分で、いわゆる学習のおくれというような部分があるんじゃないかというようなところも、各方面で指摘をされている、こんなことだと思います。

今後、私の考える部分においては、子育て支援の中で、学習支援という部分、これは前から言われているように、いわゆる最近の英語教育というものも含めて、もう少し突出した見える部分で、もうちょっと何とかならないかなというような部分も考えているんですが、こ

の辺は、現状はこうだ、これからこうしたいというような部分がありましたらお答えいただきたいというふうに思いますが。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 非常に大事なところであります。今のご質問の中にあります貧困の連鎖という、これは本当に大きな問題ではないかというふうに思っております。

学習支援にかかわっては、今言った、86%の子供たちが入っているわくわく館のほうで、子供たちがただいまと言って入ってきます。そこでまずやることは、宿題をやるという学習支援をその場で行っております。

宿題以外の中身についてはどうするかということは、これからの課題になるかなというふうに思うわけでありますが、市町村によっては、具体的な学習支援も取り組んでいるところはありますが、当然、自治体の体力、または、地の利も当然関係してくるわけでありまして、現時点では、これからのことを想定していく中では、将来的には英語にかかわる何らかの手が打てたらいいなど、そのように考えております。これから定例教育委員会等、また、必要に応じては総合教育会議もごございますので、その中で考えを述べさせていただいて、その方向に固まってくれば、またそれなりの施策として打ち出していくことができればいいなど。

ちょっと漠然とした回答でございますが、以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 今、教育長のほうから前向きな学習支援というような部分で答弁をいただきました。

十分な基礎学力と英語教育というようなものを、これから中、高、大学とといいますか、そういう世界に向けて、自信を持って臨めるような体制も、やはり子供たちにつくってあげられるというようなどころができれば、朝日のすばらしい子供が誕生するのではないかなというふうに期待をしたいと思っております。

1問目の質問は以上で終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

公用車の利用規定についてということでお願いをいたします。

公用車については、その能率的な利用を図り、適正な効果を上げるため、管理及び修理に関する必要な事項が定められていると理解をしております。当村においては、庁舎が手狭であり、分散されている課があったり、その管理は複雑で、大変ではないかと推察いたします。特に、庁舎と出先部署が離れていたり、便宜上、自家用車を公務のために使用する場合の取り扱いについて、必要な事項をどのように定めているかお聞きをしたいと思っております。

今後、新役場庁舎への移転に伴い、各部署でいろんな準備が必要だと思っておりますが、特に公用車についても、その管理運営方針の見直しも検討する必要があると思っておりますが、いかがですか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員の公用車の利用規定についてのご質問でございます。

自家用車を公務のために使用する場合の取り扱いでございますけれども、村では職員が自家用車を公務に使用することにつきまして、朝日村職員自家用車の公務使用に関する規程を定めております。

この規定では、自家用車を公務の執行のために使用とする職員につきましては、あらかじめ、自家用車公務使用登録をすることになっております。免許取得後、2年を経過していること、それと一定の金額以上の損害賠償保険に加入していることが要件となっております。現在、職員全員が登録を行っております。

また、自家用車を公務で使用する場合がございますけれども、出張命令権者の許可を受けなければならないことになっておりまして、出張命令権者は災害、その他緊急を要するとき、ほかの公用車が使用できないとき、出張命令権者が特に必要と認めたときなど、一定の要件に該当するときに限り許可することとしております。

運行区域につきましては、原則村内のみとしまして、出張命令権者が特に認めたときにつ

きましては、近隣市町村等へも出張に、この自家用車を公務に使用することができることになっております。

また、心配される交通事故でございますけれども、第三者に損害を与えた場合は、自動車損害賠償保障法における個人の責任保険及び任意保険の保険金の請求権を村が代位取得することとしておりまして、公務使用の自家用車の修繕に要する費用は、村が負担することになっております。ただし、この場合、職員に故意または重大な過失があった場合は、村はその職員に対しまして、経費の一部を求償することができることとしております。

なお、職員が許可を得ずに自家用車を公務に使用し、客観的に妥当と認められない順路、時間等で交通事故を起こした場合における損害賠償につきましては、村は損害賠償の責に任じないほか、職員がけがをした場合につきましても、原則として公務災害の認定は受けられないことになっております。

また、自家用車を公務に使用した場合、職員等の旅費支給条例の規定により、国の規定に準じまして、1キロメートル当たり37円を支給をしております。

現在、村の公用車につきましては、大型バスを除きまして、役場庁舎に14台、出先機関に8台の計22台ございますが、出張等を含めまして、公用車が不足するときは、出先機関と調整を図る中で使用しておりまして、自家用車を公務に使用する機会はほとんどない状況でございます。

また、新庁舎への移転に伴いまして、この22台全ての公用車を新しい庁舎に配置する予定でございます。これまで以上に公用車の使用につきましては、職員間で融通し合える状況になります。

公用車の維持管理経費の削減を図るためには、管理する車両総数を減らすことも考えられますけれども、これにつきましては、庁舎移転後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、車両の更新に当たっては、走行距離、また、老朽化の程度を見きわめて更新時期の判断をしておりますけれども、納車から15年、もしくは15万キロを目安として更新をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ただいまの総務課長の答弁で、私は2問目にひよっとしたらということ  
とで用意した部分もお答えをいただきましたので、特に新庁舎に向けて、効率のよい公用車  
の利用というような部分で期待をしたいと思います。

以上で質問を全て終わりにします。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

---

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番、中村賢郎です。

2つお尋ねをしたいと思います。

まず1点目として、内山沢の整備についてお尋ねをいたします。

上記の件で、除沢橋から鎖川までの間の内山沢整備についてお聞きをいたします。

この件については、平成19年ごろ、沢の周辺の方々より改良の要望があり、議題にのせた  
経緯がございます。随分時間が過ぎているため細かなデータがございませんが、大雨等災害  
に対するため、沢自体の整備、伐採、それから護岸の整備。このままだと周りが崩れる危険  
があるということで、ついでに要望だったと記憶をしております。当時、村側の回答では、  
財政上の課題もあり、1カ所では難しい事業なので、余裕ができれば下流のほうから上流の  
除沢橋に向かって整備したいとの考えが示されております。

先日、関係者の方より改めて現状の確認と再度の要望の連絡があり、現状を確認をいたし  
ました。改良された部分としては、排水管を布設をし、周りを土砂で埋めたこと。その際、  
その周りの雑木の伐採を行ったことは確認できますが、応急的な対応の範囲だと理解をいた  
しております。その当時、中組バイパスの関連もあり、難しい面もあったと思いますが、バ  
イパスの方向も定まり、工事も始まっている中で、この内山沢の整備についてのお考えをお  
聞きいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の内山沢、未整備のところをどうするかということでございます。

ご案内のとおり、私が就任早々、平成21年に内山沢は上組の、あれは中山のところから下流はいわゆる除沢の中組のところまで、河川の改良工事、約1億4,000万有餘を投入して改修をさせていただきました。

その際、残っておりますのが、通称土橋と言われる、土橋からの下流をどうするかということで、しかも今、議員がおっしゃられますように、あそこを非常に深く掘られて、いわゆる勾配があって、深く掘られて非常に危険がありましたので、まずは応急処置、今、議員が申されましたように応急処置で、土橋の下に水道管が入っていますが、その下に実は堰堤が入っています。その上はそれ以上崩れないように、しかしその下が非常に掘削されていたので、そこを私も全部歩いてみました。

実は下側に、両側に、いわゆる石で組んだ堰堤がありましたが、非常に低かったので、その上に、実は今、大きなパイプを入れまして、正常ではその堰堤からの落差を受けてやるということでやりました。しかし、大水が、いわゆる濁流になりますと、それを受けられませぬので、それについては今の流れている上を流すということで実は配置しました。一度、その後、二十六、七年ですか、ちょっと濁流があったときに、下にもう行かなくなって、そのままになっているのが実態で、そこを恐らく見られたというように理解をいたしております。

そこで、当時とはとにかくお金がないところで、しかし、生活にかかわるところは優先的に取り組みましたから、上組地籍、中組地籍のあの内山沢については改良をさせていただきました。

その後、実は、平成22年度までに松本広域土木振興会というのがそれまで、道路等の設計を行っておりましたが、22年度で解散しましたけれども、その最後の年に、あそこを道路にできるかどうか。いわゆる除沢から通称土橋のところまで、ボックスを入れて道路にしてありますから、同じようなボックスを入れて、本当に道路がどうなのか。私の心配は勾配が道路に向かないんじゃないかという心配がありましたから、広域土木振興会で調査をしていただきましたら、十分できるということはいたしております。

でありますから、今後、ボックスを入れていきますと、あれは樽揚場の水揚げのところになりますけれども、そういったことはできますけれども、しかし、村民の生活に優先する優

先順位では低かったものですから、そこに手をつけられなかったのが実態であります。

そこで、それではこれからどうするかということではありますが、今後につきましては、今、議員がおっしゃられましたように、中組バイパスが開通をし、そして、今の土橋のところも歩道が一定の、県有地が今の県道の横にありますので、歩道をお願いしてあります。それから下につきましては、今の下流の、いわゆる先ほど申し上げました樽揚場、ここが中山間総合事業で改良工事をやろうと、今そこに当たっております。

でありますから、そことの整合を図らなければいけないし、ただあれをボックスを入れて下におろすだけでは、いまいち欠陥が出ますので、樽揚場の水揚げのところが、今あそこは2番目の水揚げ場ですから、一番上の、あそこは本郷の裏あたりから揚げておりますから、住畜産の前の下流あたりから樽揚の水を揚げておりますから、そういった水路の確保ができないと、ちょっと難しい、手をつけられないかな、そういう分野も課題もあります。

そんなことを含めまして、ただし、道路ができますと、今、向陽台住宅団地の上組の皆さんもあれは結構使っているんですよ、現実には。でありますから、そういう意味では利用価値は出るのかなとは思っていますが、しかし、そこへボックスを入れて道路をつくっても、鎖川の右岸は砂利道で、堤防や砂利道でありますから、それで松ノ木橋へ出るんでは、ちょっといまいちでありますので、先日もこの問題が出たときに、もう私の時代ではできませんけれども、あそこに橋をかけるのも一考だよということも言っておきました。

将来、朝日の村には、河川上では上流下流の橋のこの距離の間隔で、ある一定の橋をかけられる、そういう理論もありますので、そういったことも研究する必要もあるかな。そうしますと大々的になりますから、大分延びてしまいますが、いずれにしても、当分の間はまだこれに手をつけられる状況ではないということをご理解いただきたいと。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 余りありがたくないお答えだというふうに思いますが、非常に状況は悪いんですよ、現実には。あの沢をおりてみればわかるんですけども。どこがいけないということから、手を出すとすると、例えば、木を伐採すれば恐らくもっと崩れていくだろうということもありますし、松本へ向かって逆の右側の土手なんかは根がむき出しになっているような木も現在あって、何かあればすぐに倒れる状態になっているんですが、ただあれを

じゃ切ったらどうなるんだという話もついて回ってしまっていて、だけれども、あそこだけがどうも残ってしまう。右からはもう下へおりちゃう、下からは途中まで堰堤が入っていると。そうすると、あそこの土橋からわずか下のところのある一定区間だけが残ってしまう、これからも。それはやっぱりちょっと難しい。

そこに生活の糧としているわけではなくて、一応畑を使ったり、工場を使ったりという方がいらっしゃるわけですが、そのところで何とかこれも、皆さんからすれば、もう時間がたっているけれどもどうなんだという、当然のことだと思えるんですが、それに対して、明確なところが出ないと。

実は私も、例えば、今の中山間の関係でいくと、樽揚場とほとんど接しているんで、そこへ一緒に一括で突っ込んでもらえないかなということも思うんですが、ただ、形の上では、中山間の場合は自己負担が発生しますので、今要求されているのは沢の中の問題なんで、これは沢は村の管轄地域だから自己負担は当然発生しない。ただ、樽揚場にくっつけると、くっつけた事業に持っていくと、そっちで負担分が出るんじゃないかという心配もあるし、それに、ちょっと中山間については、あれだけ工区が多いですから、何年先にどこが手をつけるのかはわかりませんが、どうももう少し具体的に、例えば木の伐採だけでも何とかするとか、崩れそうな危ないところだけ応急的な手を入れるとか、いい回答がいただければありがたいんですが。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、中村議員のおっしゃられるように、通称土橋から下流につきましては、既に個人の所有地が欠けて、大分構図上では農地がなくなっているのが実態であります。でありますので、それを抑えるために早く何とかしてほしいということと、当時はとにかく非常に深かったんで、今はちょうど中間まで埋めましたから、その辺の危険度は少なくなりましたが、当時は非常に危険度がありました。でありましたので、今、両側の木を、通称土橋のところのあのぐるわの木は伐採してもよからうかな。

ただし、これは個人所有の木でありますから、所有者がオーケー出さないとできませんが、現実には全部あれは個人の所有になっていますから、その辺もご理解いただきながら、ただ、両側をどんどん木を伐採することは、逆に崩落の対応をしないといけなくなりますので、逆に言うと、私は将来あそこにボックスを入れて道路を向こうへつなげるということのときに

対応することがベストじゃないかなというように理解をいたしています。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） そうしますと、話の内容からいくと、現時点では、特別な応急的なことも考えにくい。なおかつ、全体的に手をつけるのも難しいと。こういう村の結論だということではかやむを得ないということだ。ご納得いただけるかどうかわかりませんが、とりあえず村としての結論は出ましたので、これでこの件は終わります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 簡単に、プレミアム付商品券の販売状況ということで、去る4月23日より発売されておりますプレミアム付商品券2,000冊の販売状況についてお尋ねをします。

次に、過去3回と比べて、今回は3,000冊を2,000冊に減らしての販売ですが、発売日より50日ぐらい過ぎているわけですが、今後の完売に向けての取り組みについてお考えをお聞きします。

あわせて、今回課題とした早期の完売で、利用期限の確保と事務軽減を図る予定は少し難しい状況のようですが、販売方法の変更等、現時点でのお考えをお聞きします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 中村議員ご質問のプレミアム商品券の販売状況についてお答えをさせていただきます。

初めに、今回のプレミアム商品券の販売は、中村議員お話しのとおり、商品券の価値観を高め、早期の販売により、利用期間の確保と事務軽減を目的とし、発行冊数を2,000冊としたものでございます。

そこで、今回の販売状況は、4月23日に販売を開始し、今週初めの12日で1,721冊、617世

帯に購入をいただいております、279冊が残っている状況でございます。また、今回の購入者の特徴として、村外の方の購入がこれまでに比べ多くなっております。過去3回の実績では、70から100世帯が村外の方の購入でございましたが、今回は既に162世帯が購入されております。商工会からも村外者への販売拡大の要望もありましたので、今後の購入の推移や利用状況については、確認を今後していきたいと考えております。

そこで、販売日数でございますが、土日、祝日等を除く販売実日数では、本日16日で38日になっております。早期完売とはなっていないのが状況でございます。原因として、1世帯当たりの購入冊数の上限をふやしていないことも完売しない要因であると考えております。

購入上限の変更を行わなかった理由としましては、販売から20日経過した時点で、1,500冊、約75%を超える販売となっており、過去のこの時点で40%台であったことから、今回は早い段階で販売数は伸びていた状況でございました。また、村民の生活支援の役割もあることから、多くの世帯から利用いただくことを考えたものでございます。

現在、完売に向け、保育園での園児の送迎時に保護者への購入PR、また、えべやかたくりの里では、商品券の利用方法とあわせた購入PRを行うなど、村民の集まる場所でのPRを引き続き行い、完売につなげていきたいと考えております。

また、議員ご質問の販売方法の変更につきましては、現時点で変更の考えはございません。しかしながら、今後、プレミアム商品券の販売を行う場合は、発行冊数を含め、多くの方から早期に購入いただけるよう、販売方法の検討は必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 思ったより残が多いかなという感じが、第一感するわけですが、事の性格上、残ることに関して余り苦にすることはないシステムなんで、金券の場合は。残っても構わないというぐらいの気持ちでやるしか方法はないんでしょうけれども、これは一応、有効期限は10月15日ということになってはいますけれども、こういうものには発売する販売期間、そういうものの考え方というのはないわけですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 販売期間でございますが、特段、販売期間については、当初から設定をしてございませんでしたので、現時点では販売期間という形での制限はしてございません。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） これは意見として聞いていただければいいんですが、どっちみちだんだん期間が狭くなってくると、なかなか売りにくくなってくるというのはあると思うんですね。告知を十分にしたり、お知らせをしなきゃいけないことは事実だと思うんですが、例えば、ある一定期間で販売終了ということも、事務的なことも考えれば、有効期限を変えるわけじゃないので、それはそれでいいんじゃないかなという気がするんですが、ひとつまたその件については研究をしていただければと思います。

では、以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） これで中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れたいと思いますが、10時40分から再開したいと思いますので、暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問に入ります。

---

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） 次に、3番、上條俊策議員。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、質問2問について質問させていただきます。

1番目としまして、ゲストハウス整備事業について。

去る5月10日の議会全員協議会におきまして、地方創生拠点施設整備交付金事業ということで、ゲストハウス整備の事業内容を変更したいという説明を受け、全員協議会で質疑を行いました。

その質疑の結果、ゲストハウス整備はいいが、現在の整備予定地は急傾斜地崩壊危険区域となっている場所で、公共物を設置するには問題があり、再検討する必要があるとか、説明の内容が不足で、整備のスケジュールも図面もなく、宿泊にアースバッグ建築を採用し、土砂崩落防護壁とボルダリング設置とあるが、いかがなものか。

また、運営方法や種々の内容も乏しく、理解できないということで、その現時点では審議できないということになり、行政側より後日資料を整えて、そろえて説明するということになりました。

そこで、6月7日の全員協議会で再度、ゲストハウス整備事業の説明を受けました。5月10日の全員協議会でも議員から質疑がありましたが、1番目として、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているこの場所に、2メートルの土砂防護壁をつくって、土砂流出対策を講じるということではありますが、資料を見ますと、国に上げていったときの国の指示は、改修内容は建築基準土砂災害危険箇所建築制限に満たないが、補助金使用のため、耐震、土砂流出対策を講じることと説明され、法的に問題はないと説明を受けましたが、法的に問題がなければ、行政として、この危険区域に指定されているこの場所にゲストハウス整備を推し進める意向なのか、今後さらに検討される余地、お気持ちはあるのかを質問いたします。

全国自治体も古い時代に危険箇所にある公共物について、頭を痛めているところも多々あり、特に特別警戒区域においては、例えば高山市におきましては、市有施設の全般について、高山市公共施設等総合管理計画にあわせ、公共施設の統廃合や移転等の方向性も検討されているようであります。

ゲストハウスの現在地は、特別警戒区域ではないようですが、隣地は特別警戒区域があり、危険箇所であることは明白です。整備計画の目的の村内外から大勢の方々に宿泊してもらう施設が、朝日村として将来にわたって大丈夫かなというような無駄な心配をすとかせずに責任の持てるものなのか、場所について大いに危惧いたします。

2番目としまして、ゲストハウスの設備に関してお聞きします。

計画では、宿泊人数15名ということですが、先般の説明では、浴室の広さについて質問さ

れた議員さんがおられました。答弁は時間を決めて順番に入浴してもらうので、何ら問題はないということでした。設計はまだだということ、お示しいただいたアバウトな図面を見ますと、ゲストハウスは旅館業の分類の中の簡易宿泊営業に該当するものと思いますが、説明いただいている建物の大きさで、旅館業における衛生管理要領に適応した設備が整うのか。この衛生管理要領というのは絶対的条件ではありませんが、宿泊者に対してこういった理想的な指針ということで示されているものであります。

保健所関係とかそういった機関との相談をされた上の設計、計画だろうとは思いますが、旅館業許可を受けるためには、衛生管理要領をできるだけ満たすものでなくてはならないと考えます。

ちなみに、大まかですが、管理要領では、風呂、洗い場の広さ等の計算式もあり、それも男女別となっております。また、洗面所の数、洗面するときの水栓、水道の蛇口の数だとか広さ、それから、便所はこの要領でいきますと15人宿泊の場合、男性は小便器2個、大便器2個、女性2個以上必要というようなことが言われています。また、荷物等の保管設備の広さとか、フロント、帳場の場所、広さ、また、客室がベッドのような場合、2段式のベッドですと、いろいろ天井までの高さだとか、ベッドの間の通路の広さだとか、そこに泊まるところの収納庫など、いろいろな項目がありますが、こうやって見ますと、ざっと見ても相当な広さが必要であると思います。

説明のアバウト図面では、トイレだけを見ますと、全部で2個しかありません。これで営業許可が受けられるのか。現地を見ると、敷地もいっぱいいっぱい余裕もないように思いますが、関係機関との事前の相談、打ち合わせ等は、くどいようですが、打ち合わせ等はなされているのかお聞きします。

また、村の施設として整備するには、先ほども言いましたが、利用していただくお客様の利便性のある、余裕を持ったものであるべきだと思います。特にトイレ、浴室等、今の計画よりふやしたくても敷地にその余裕もないのではと思います。

3つ目としまして、こういったことから、現在の計画場所の見直しの検討の余地があれば、今、企画しております種々の条件に合ったほかの場所、物件も探せばあるかと思えます。そういった再度検討していただける余地があるのか、ぜひとも、現在予定地で推し進めるのではなく、そういった物件があれば検討してみる価値はあると思いますので、そういった余地があるということであれば、私もそういった物件を探してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問のゲストハウスの整備事業についてお答えをさせていただきます。

ゲストハウスの整備につきましては、朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、新しい人の流れをつくることを目的に、移住促進のための基盤整備の推進として、ゲストハウスを活用したお試し移住事業として位置づけているものでございます。

そこで、当村では地域おこし協力隊が中心となり、ゲストハウス整備に向け計画をしてきたところでございます。具体的には交流人口の増加、その先の移住、定住へとつなげるお試し移住としての機能を備えた滞在型体験プログラムの拠点として計画をしております。ターゲットは都市部に暮らす田舎暮らしに関心のある20代から40代の若い世代としております。

議員ご指摘の整備予定地は、御馬越地域でございます。この地域を選定した理由として、都会の暮らしになれている人の多くは、田舎とは交通も不便で、コンビニもスーパーもなく、夜は暗いといったイメージを抱いています。しかし、都会で暮らしながら、いつかは田舎暮らしをと思っている人の中には、先に挙げたイメージの場所に暮らしたいと願う人も多くいます。交通もより不便なところ。もちろん、コンビニもスーパーもないほうがいい。夜は暗いから、星がきれいだろう。自分自身で畑を耕し、田んぼで米をつくり、鶏やヤギや羊を飼い、大自然を相手に生きてみたいと思っています。そういった層をターゲットにして、ここでお試し移住として過ごしてもらおう。そのイメージとマッチングする場所として、村の一番奥、まさに里の終わり、山の始まりである御馬越地域を選定し、計画的、戦略的に整備することが重要であると考えているところでございます。

この御馬越地域には、近年、若い世代のIターン、Uターンの移住者がふえています。そういった移住者がふえていることにより、地元の人も外から訪れる人を受け入れる土壌が、ほかの地域に比べ、比較的できていると考えております。また、御馬越地域には、多くの体験型公共施設があり、それらの公共施設と連動してイベントやワークショップを行うことができ、その拠点となるゲストハウスが御馬越地域にあることは大きなメリットになると考えております。そこで整備予定地としたものでございます。

そこで、議員ご指摘の土砂災害危険区域でのゲストハウス整備に伴う安全対策でございま

す。整備予定地は御馬越地区内で土石流の高さが1メートル未満になるとされる土砂災害特別区域に一部が含まれております。そこで、このような場所では、土砂法、建築基準法により、土砂が建築物に及ぶ力に対しての対策が必要とされており、建物の壁を土砂の圧力に耐えられる擁壁構造にするか、建物と急傾斜地の間に擁壁を設けることとされております。

県では、箇所ごとに崩壊した場合の土砂堆積高を計算し、住宅地内でそれを防ぐための擁壁の高さを計算し、決めております。当箇所での土砂堆積高は1.83メートル未満とされており、これを超える擁壁の設置が必要となります。

このことから、議員からご心配いただくように、このような対策が必要な箇所となっていることから、御馬越地域のほか、村内での場所の検討も行ってまいりました。しかしながら、空き家を活用するにも、住宅密集地内であったり、近隣市街地の照明により、夜空の星が見えにくい等、さきに述べたターゲットのニーズに合った場所、さらに、当村の財政的な面からも交付金や有利な起債等を活用できる条件を満たす場所の選定は難しい状況でございました。そこで、当計画では、2メートルの擁壁を設置し、法律の基準に満たした安全対策を行うこととしております。

また、今後はキャンプ場などの施設も含めた御馬越地域の防災対策も検討し、安全対策を図りたいと考えているところでございます。したがって、議員の皆さんからご理解をいただき、ご協力をお願いするところでございます。

次に、ゲストハウスの設備についてでございます。

ゲストハウスを整備し、営業を行うには、旅館業法の許可が必要であり、宿泊施設として許可を得るためには建築基準法、消防法等の各法令に適合している必要があり、上條議員のお話のとおりでございます。

そこで、村では今回のゲストハウス整備に当たり、松本保健所へ事前相談を行い、今後必要となる手続について確認を行っております。具体的には簡易宿泊所営業として許可を申請するに当たり、浴室の広さ、洗面所の給水栓の数、トイレの便器数など細かな基準がございます。

例えば、上條議員からお話のあったトイレの便器数ですと、基準では10名から15名の収容定数の場合、大便器2、小便器2、共同便所では男女おおむね同数の割合とされております。しかし、洋便器を使用することにより、便器数の削減も図れるとのことでございます。既にお示しをさせていただいた概略の計画平面図でも、数量的なものは削減した場合の計画となっているものでございます。

今後、具体的な設計を行うことにより、さらに基準に適合する設計になると思うものでございます。したがいまして、現地の敷地に合った規模での計画を計画しているものでございます。

次に、計画場所の見直しの検討の余地については、さきにご説明をさせていただいたとおり、条件を満たす場所の選定は難しい状況であり、場所の見直しの検討は難しいと考えております。また、財源である地方創生拠点整備交付金は、ご案内のとおり、平成28年度採択事業であり、既に繰り越し事業であることから、本年度完成が条件となっており、今後のスケジュールから取り下げの判断をする時期となっております。また、提案をさせていただいております辺地事業につきましても、本年度実施は難しい状況から、これにつきましても来年度に向け、どう進めるか判断を行う時期となっております。

このようなことから、今後、議員から場所についてご提案をいただけるのであれば、早期に対応いただき、実施に向け検討に入りたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ありがとうございます。

最後に、もし、検討する余地があるということでお聞きしましたので、そういった候補地になるような場所を近々のうちに当たりまして、提案させてもらいたいと、そんなふうに思っています。

このゲストハウス、朝日村のゲストハウスとしてつくるわけですので、できることであれば、インターネットなり何なりで宣伝したりして、お客さんを集めてというような内容もこの前ちらっと聞きましたけれども、インターネットでやるのはいいんですが、もし仮に、あそこに泊まりに来た人が、あの狭い、あの建物の裏に擁壁があって、その上に急流傾斜地崩落地域というか、そんな、建ててあったとしたら、来た人はどんな思いをするのかと。法的には通ったにしても、利用する人の立場に立ってみれば、ここって危ないところなんだねという感覚になっちゃうんじゃないかと。

できることであれば、ほかにいい場所があれば、そういったものも検討していただくということで、近々のうちにそういったものを提案させていただきますので、ぜひとも、つくる

以上は村としてお客さんに来てもらう、安心して来てもらう、そういったものをつくっていききたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。そのご意見いただきましたので、回答をいただきましたので、そういったことで。

それと、提案はいつごろまでとかいうあれはありますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 提案いただく時期でございますが、実は、昨日も内閣府のほうから地方創生拠点施設交付金の変更の申請、正式な申請はいつもらえるんだというお電話をいただきました。今、議会の皆さんとお話をしているところということで、お話をさせていただいているところでございますが、本来なら今月中には出していかなければいけない状況でございますので、そんなことを考えていただいて、提案いただければと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、議会としまして、先般の話で、これに関して議会としての意見を出していきたい、結論を出していきたいというようなことになっておりますので、そういったことを踏まえて、近々のうちに提案させてもらいます。よろしく願いします。

以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、2番目の質問ですが、役場庁舎移転後の現庁舎等の対応についてということで、いよいよ新庁舎建設も始まり、来年3月には竣工の予定となりましたが、朝日村公共施設等総合管理計画が28年度に策定され、その中で役場庁舎は新庁舎建設にあわせ、現庁舎の後利用等について検討するようになっており、さらに既存建物の利用について未定のため、今後の取り扱いについて早急な決定が必要とされています。つきましては、新庁舎移転後の種々の計画、予定等ありましたらお聞かせください。

考えられます大きなものは、私、地元としまして、現庁舎と役場の駐車場ですが、新田地元民としまして、時々、関心の深いところで、地元ではどうするだいねとか、こうすりゃどうだいとか、そういった種々の意見をお聞きするわけではありますが、そろそろ今後の対応について検討していく必要があるのではと思います。行政の予定にあわせて要望等あれば、余裕を持って研究、検討していく必要があると思いますので、その件についてよろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の現庁舎の後利用をどうするかでございます。

既に、今までにもそういった質問をいただいておりますが、新庁舎と並行してやりますと、化ける可能性がありますので、基本的には私は、新庁舎が一定のめどが立ったときに、現庁舎の後利用について村民に諮りたいと、これが私の方針で今までも来ました。

そこで、昨年度、村の総合審議会では、このことで議論をいただいております。総合審議会では後利用について、利用できるならば残してほしいという気持ちをいただいております。そこで、今後どうするかであります、基本的には、しかるべきときに区長会、地区長会を通しまして、各常会でご意見をまとめていただいて集約をしたい、これが私の考え方でございます。

そういう中でありまして、今、役場庁舎でございますけれども、大きくは2つ課題があります。庁舎の後利用、そして、駐車場の後利用ということになるかと思いますが、庁舎につきましては、一昨年、平成27年12月に文化庁と県の文化財課の職員が見えまして、朝日村役場の視察をいただきました。そのときに、即、この朝日村役場の建物に驚きまして、申請すれば登録有形文化財にはなりますというお話でありました。ただし、ただ置いておくんじゃいけないと。有効活用を、どう使うかということもそのときの附帯内容でありました。

そこで、私も、県内には登録有形文化財は何百とありますが、市町村役場では一つもありません。でありますから、そのことを考えますと、やはり朝日村のこの役場のすばらしさ、先人が立派なものをつくられた。このことは私どもの現在の人間は、これを余り無視することはできないというのが私の考え方であります。

そういった意味で、今後、各、先ほど申し上げました区長会、地区長会になりますが、地元の皆さんの意見はやはり強いかなと思いますので、いつまでと言わんで、今から議論をし

ていただいても結構かなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて次に、駐車場であります。

駐車場は今、個人の所有を借りております。もう既に35年ぐらい前から借りておりまして、本当は買ったほうが安かった状況になっておりますが、そんなことがありまして、借りている個人と村とは、不要になってお返しするときには原形に付して返すという、これが1項目ありますので、そうしますとこれは大変なお金になってしまいますから、うちの担当が、所有者2人ですが、2人の所有者に売る気があるかどうかを進めているところであります。

その中で、良心的に対応していただいておりますので、その点については今後の課題であります。いま一つ、今の駐車場にはご案内のとおり、西側に建物がありまして、水防鎖川管理倉庫、小さな、漁業組合の皆さんが使われている建物であります。その次のところには朝日村水防倉庫があります。そして車庫があります。でありますので、不用になりましても、水防倉庫等は残していかなきゃならない。ということは、鎖川の氾濫は、あそこの箇所は既に戦後2回等あるところありますので、朝日村のいわゆる鎖川の氾濫等につきましては、水防のあそこは拠点になるのかなというように考えております。

そういう形で対応する必要があるかなというように考えておりますので、その辺も含めた考え方を今後、議論を進めていただければありがたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 具体的にお答えいただきまして、ありがとうございました。

新田地区としましても、今の駐車場に関しては、あそこが緊急の避難所といいますか、そういうような形で、今まで利用させていただいているんですが、ああいったものがなくなってしまうと、避難場所もなくなるのかなとか、いろいろなことが考えられますので、先ほど、村長から話もありましたが、もし村の財産として残してもらえる形になれば、私個人としてはありがたいなと、そんなふうにいるところあります。

地元としては、いろいろな話が出る中に、そういった話も、公式ではなくて、まとめていきたいと思いますが、できることであれば、いい時期を見て、各区長なり、地区長なりという線でやっていただきたいと思っております。そんなことでよろしくお願ひします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私はいつも多いんですが、4問の質問をさせていただきますので、できるだけ手短に済ませて、午前中に終わらせたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、第1問目ですけれども、高齢者の免許証返納に対して、支援体制の強化をということでございます。

今、高齢者の交通事故が全国的にも、また、長野県でもふえているわけですが、その上、高齢化社会の到来は必至であります。その点で心配なのは事実ですが、交通事故全体で見えますと、一番多い年代層は、よく高齢者が取り上げられるわけですが、一番多いのは20代から30代ぐらいの若い人たちの事故が一番多いわけですが、ただ、目立っているのはお年寄りの交通事故がふえているということで、免許返納の推進が、国とか県でも進められてきているというのが現状であります。

国とか県でも高齢者の免許返納に力を入れて、事実、件数もふえているのは実態ですが、そこで私が心配しているのは、返納はしたけれども、精神的にはしっかりしているのに、いわゆる動ける手足をもぎ取られるようなことになりはしないか。そして、そういうことによって、極端に言えば、うちの中でのいることが多くなって、外に出ていけなくなっちゃうというようなことで、老化がむしろ進むんじゃないかと。

元気に年をとって、本当に健康な寿命を伸ばしたいというのが、この今の地域の願いですが、そういうところで、実は幾つかの事例を見て、あちこち行きたいんだけど、免許を、家族の長に返納しろと言われて、とまってしまって、私も動きたいけれども動けないというようなことを聞いたおうちも何件かあったわけですが、そんなようなことを考えますと、私はどうしても、高齢化して運転が危険になるということは事実なものですから、そ

れならばやっぱりそれに対して共生ができるような社会、そうすると寿命の延伸にもつながるわけですが、それにはどうしても交通網の充実が必要になるなど、こんなふうを考えていますが、いかがでしょうか。

そこで、質問でございますけれども、当村では、1番としまして、村内においてデマンドタクシーもよく利用しておりますし、広丘への通学バスも好調に推移しております。そういう中で、高齢者の通院とか買い物にもっと広域の自治体との共同で、広域交通網の充実がこれからは高齢化社会が到来することによって、必要になってくるんじゃないかなということで、近隣の自治体との協力で、ぜひそういうものをさらにやっつけていかないと、そういう方が私は多分にふえてくるんじゃないかという気がしてなりません。村内の中でも身動きができないというような意見の方が、数人の意見を聞いております。そういうようなことで、ぜひ充実をしていただきたい。

2番目としまして、社会参加の面では、当村では高齢者に対してはえべやかたくりの活動、これがあるわけですが、私も何回か、準高齢者みたいなもので利用させてもらっていますが、非常に利用度が高いです。国が地方に委ねた高齢者の対応としては、私は大変すばらしい活動をえべやかたくりとかはやっているなと思いますし、また、これはお年寄りではないですが、子供のことで、わくわく館の活動や保育園も本当に大きな働きをしていると思っております。私は朝日の3大ヒットと考えております。そのくらいに思っているわけですが、村当局はどのように評価しているのかお聞きしたい。

朝日の魅力につながると思うが、お年寄りの生涯が、お年寄りの生きがいがづくりですね、こういうものにつながっていくかと思っておりますので、ぜひ、先ほど言ったように、交通網とかそういうもののさらなる充実をお願いしたいと思っておりますが、その点のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員の高齢者の通院、買い物等の外出支援のための強化ということで、私のほうから公共交通の関係につきましてお答えをさせていただきます。

公共交通網につきましては、村はこれまでも隣接の市村と協議を行いまして、それぞれ、協力体制をとりながら公共交通の広域連携を図ってきております。村営バス広丘線につま

しては、松本市や塩尻市を経由をいたしまして、JR広丘駅から松本、塩尻両駅へのアクセスを可能としておりまして、高齢者の通院、買い物に対応した時間帯の運行も行っております。

また、村のデマンドタクシーでございますけれども、近隣市村の公共交通との接続を図りまして、相互利用ができるよう連携を図ってきております。松本市では、今井道の駅で松本市西部地域コミュニティバスと接続をしまして、松本市立病院、村井の松本病院方面へ、塩尻市では、旧原口郵便局のバス停で塩尻市振興バスとの接続を行いまして塩尻駅方面へ、また、山形村では、上大池のバス停で山形村の福祉バスと接続しまして山形村内へと、それぞれ交通機関をできるように、広域連携を図ってきているところでございます。

また、民間の事業者でございますアルピコ交通の路線バスとは、松本市の上今井、山形村の上大池でそれぞれ接続を図ってきております。

しかしながら、この公共交通の村営バス広丘線、それとデマンドタクシーでございますけれども、高齢者の皆さんが利用方法や乗り継ぎ方法がわからないといった状況があるようでございます。このため、高齢者の皆さんから公共交通の利用や駅での乗り継ぎ方法を教えてほしいとの要望が多く寄せられておりまして、現在、社会福祉協議会で職員が付き添い乗車をしまして、この公共交通の利用や乗り継ぎ方法などを教える地域福祉事業を行っていただいているところでございます。

今年度は、村でもこの公共交通の利用方法と乗り継ぎ方法をわかりやすく紹介したパンフレット、それと動画を作成しまして、高齢者学習での説明会、また、AYTの放送を通じまして、これらの利用方法、乗り継ぎ方法の説明を行って、高齢者の皆さんの利用促進を図る計画であります。

このように、公共交通の高齢者の皆さんの利用につきましては、広域交通網の充実を図る前に、まずは現在ある公共交通が使えていないという状況を改善しまして、高齢者の皆様にしっかりと使っていただくということが重要でございます、それが高齢者の皆様の外出支援にもつながっていくものと捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、高齢者の皆様の買い物につきましても、村では新庁舎にミニスーパーを併設することとしまして、現在、建設を進めております。このミニスーパーの建設につきましても、村民の皆様から村内の買い物の便をよくするというご要望に応えたものでございまして、高齢者の皆様にとっても、村外に出なくて、デマンドを利用して村内で買い物ができる状況になりまして、高齢者の皆様の買い物支援、外出支援につながるものと思っております。

また、村の委託事業としまして、社会福祉協議会では一定の介護認定を受けている高齢者、また、障害を持った方の買い物支援、通院の支援のため、村内福祉有償運送事業も行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、総務課長のほうからも……

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、すみません。もう一つの質問に対する回答がまだでしたので。

○5番（齊藤勝則君） そうですね、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 住民福祉課長の上條でございます。

齊藤議員の2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

かたくりの里えべやの活動及び高齢者の社会参加についてのご質問にお答え申し上げます。

村長の提案説明にもございましたえべやかたくりの里でございますが、施設改修に当たりまして、地域の支え合いの循環が生きがいの創設につながる活動の拠点施設をコンセプトに、昨年4月に改修工事を終えまして、改修をいたしました。

この改修工事に伴いまして、同時期に国におきまして、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります2025年に向けて、持続可能な介護保険サービスとなるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステム構築のための法律の改正と並行して進められておりまして、えべやかたくりの里を拠点としました村の特性に応じた誰が、どんな態勢で、どう支え合っていくのかという課題とともに進めてまいりました。

開所に当たりましては、村、社会福祉協議会とともに、えべやかたくりの里の利用促進を図るべく、昨年度から新しくスタートいたしました既存介護サービスの利用認定とはならない軽度な方を対象としました新しい介護保険総合支援事業の通所サービスの提供や介護予防のための健康づくり及び仲間づくりのために、また、各種講座やイベントの参加、また、そのボランティアとしてかかわっていただく方々で、昨年度は延べ5,050人の方の皆様からご

利用をいただいております、村当局としましては大変喜ばしく感じております。

これは村が掲げます生涯現役、村民総参加の朝日村づくりへご参加をいただいております村民の皆様の意識のあらわれと感じております。幾つになっても、誰もが住みなれた朝日村で暮らし続けていくためには、介護の専門家による介護サービスだけではなく、より身近な村民の皆様の声かけや見守りなど、生活支援であります互助的関係が今後大変重要になってくると考えております。

支える、支えられるの一方通行から、高齢者であってもできることは支え手となり、支え合える相互補完的につながる地域づくりは、地域が大きな家族としてつながり、支え手自身もやりがいや生きがいを見出す機会となり、介護予防や閉じこもり予防にもなると考えております。

村では、その実現に向けまして、今年度は、村社会福祉協議会と連携をいたしまして、介護予防事業におきまして、「生涯現役を目指して」と掲げ、事業展開をしております。

1つ目は、介護予防普及啓発事業としまして、地域での介護予防講座と一緒に活動していただく方、人材育成のための講座「広げよう、支え合いの手講座」の開催や、2つ目としまして、地域の介護予防、活動支援事業としまして、村社会福祉協議会が主管しております地域サロンと共同しての運動講座の開催、3つ目は社協への委託事業としまして、さまざまな特技をお持ちの村内の方が講師となりまして、大変好評をいただいております「あさひさんでい講座」では、出かける、出会う、できることを趣旨としました仲間づくりや閉じこもり予防に努めております。今後さらにこの講座をより身近な地域へ出かけての活動へと拡大を図れるよう検討を進めてまいります。

また、社会福祉協議会では、ボランティアの育成に向けまして、最近、近隣自治体で取り組みが進められております有償ボランティアについても視察等を行い、新たな担い手の研究等も行っております、ここへ、村としましてもかかわりを持ちながら、新しい担い手の育成と新たなサービスの創設に向けて模索をしておるところでございます。

地域包括ケアシステムの構築には、地域の皆様のご理解とご協力なしではなし得ることができません。村民の皆様には、支え合える地域づくりの実現に向けまして、関心を持っていただき、お力添えを賜りたくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、総務課長、それから今、上條課長のほうからも説明を細かにしていただいて、本当に今、例えば、このえべやかたくりなんかのあれは、私も利用しているわけですけども、すごい利用の仕方です。これは朝日の一つの目玉になるんじゃないかと思うくらい、この福祉のことについて一生懸命力を入れてくれているし、多くの年寄りの方がいわゆる予防の立場の人たちも来て、利用しているんです。ああいうところを見ると、非常によくやっているなという感じがしております。

その点で今、ぜひ皆さんにも活動を知っていただきたいものですから、今回こういう質問をしたわけですが、もう一つ、1番目では、これはもう本当によく私も公共交通の関係をやっているものですからわかっているんですが、これから高齢化社会がある、迎える中で、私も実際、今井の道の駅まで行ったりして利用してみたんですが、やはりわかりにくいというのがちょっとあるんですよね、利用する高齢者の方が。だからそれをわかりやすくしてもらおうということと、もうちょっと、できたら例えば便を2つぐらい設けてもらいたい。高齢者の方、殊に医者へ行くとかそういう方が多いわけです。だから、便がもう少しあったらいいなど、こんなふうには今後の考え方としてやっていっていただけたらなということがあります。

そんなことで、私は、きょうはこの朝日村の高齢者に対しては非常に力を入れているというような部分では、ちょっと主張したかった部分もあったんですが、そんなところでぜひ、さらに欲を出して、もう少し内容の濃いものにしていただければありがたいということで、1問目の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2問目の質問としまして、小学校の給食費の減免か無償化をということとであります。

今後、松本市も給食のあり方研究会を発足させて、給食のことを検討したり、給食センターの改修をも予定しているということとあります。PTA、あるいは教職員を交えて検討も何度かしているとのこと。さらに、広い論点が必要として、組織をつくる計画とか、こういうことも考えているそうです。組織は専門家10人くらいで構成したいというようなこと

であります。とりあえずは、教職員の負担を軽くするために、収納事務を市の公会計に組み入れてやるという前段階の後、本格的に自治体のほうにその負担をお願いし、移行するというような考えを松本市は持っているようです。また、松本市の給食会計は約11.5億円と予想しているそうです。

また、既に王滝村、平谷村はいわゆる無料化を実施しているということでございます。いわゆる無料化をですね。それから、公会計でやっている負担軽減については、須坂市や塩尻市がもう始めていますが、松本もこれからはそういうふうにしていきたいというようなことでございます。

そこで、質問でございますが、実施しているのは、今のところ、比較的小規模の村ではありますが、今後、こういうところがふえてくるのではないのでしょうか。また、松本市なんかも前向きで考えているというようなことで、上記のような考え方はあるのでしょうか。実施したいと思っているのですが、その件を1番目として聞きたいと思います。

また、2番目、朝日村の小学校の給食費総額は大体どのぐらいになるでしょうか。

それから、3番目としまして、当村も現在も地産地消で食材をやっております、非常にありがたがられているわけでありましたが、松本もこういう中でまずずっと続けてやっていきたいということでもあります。当村も農業主体の村でありますので、村民の協力のもと、充実して行ってほしいですが、以上について、1、2についてちょっとご意見をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） それでは、齊藤議員の2つ目の質問に答えさせていただきます。

まず、給食費の無償化であります。議員質問にもあります4月公表の長野県民新聞調べであります。これは27年度実績であります。県内で給食費を無償化している自治体であります。児童数26人の王滝村と児童数30人の売木村、この2村と発表されております。

また、十分ご理解いただいていると思いますが、給食費は全て食材購入に充てておまして、調理員さん方の人件費等は村で賄っております。給食費であります。東筑摩郡内の5村の中では、今、中間の給食費の徴収となっております。

以上、総合的に勘案し、現時点で、給食費の無償化は考えておりませんので、ご理解よろしく願いいたします。

2つ目の給食費の総額であります。1食当たり280円でありまして、給食日数ですね、提供日数は204、年間の金額は5万7,000円となっております。

3点目です。給食への地域食材というご質問ですが、昨年12月の質問に対しまして、子供たちのためとはいえ、毎朝8時に間に合わせるために、もうけ等度外視して、本業を後に回しても学校へ届けてくださる取り組みには大変感謝しているというふうに答弁させていただいておりますが、このことは、野菜の提供だけではなく、他の食材を提供されている方々も全く同様でございます。食育の観点からも感謝しております。

特に、野菜の提供に関しましては、4月24日でありまして、昨年度と今年度の担い手会長さんと新たに小学校に赴任いたしました栄養教諭で、今年度の野菜の提供について懇談しております。具体的には、担い手さん方の協力できる範囲でお願いしたいということで確認しておりますし、その方向で取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後でありますけれども、今までこれ答弁しているとおりでありますが、役場の新庁舎に新たにできる予定になっておりますミニスーパーですね、これで地元野菜とか食材の提供についても、時期を見ながら関係課と連携して研究していく必要もあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、教育長のほうから説明していただきまして、わかりました。

やはり私が言ったとおり、この王滝村とか平谷村は二十数名という少なさですので、こういうことができたのではないかなと思います。いずれにしましても、年間5万7,000円ぐらいですか、1人の生徒のあれが。できればそういうところも、幾らかでも支援していくことができたらと、ちょっとちらっと女性の方からも聞いたことがあるものですから、支援を今後やっていければ、一つの目玉になってくるんじゃないかなと。

若者をやはり誘い入れる上でも大事になってくるんじゃないかなというようなことで、ちょっと提案したわけでございますが、いずれにしろ、予算のかかる問題ですので、これはぜひ今後の課題として考えていただければいいなということで、いずれも今しっかりと説明していただきましたので、これもあれです。

また、ミニスーパーについても、地域の野菜をぜひ、しっかりと出してもらって、地域の

農産物が利用されるようなことを望みたいなど、そういうことを今、教育長からお聞きしましたので、ありがとうございました。

以上で私の2問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3問目でございます。

私がこの立場上、一番主としたいなと思ったのがこの3番目でございますが、憲法改悪、共謀罪、テロ対策法、あるいは最近のちょっと新聞でも読んだんですが、中学校に武道の柔剣道を持ち込むなど、非常にこのところの政府の右傾化が心配であります。また、つい先日、共謀罪みたいな、テロ対策法みたいなやつが通ったわけでございますが、これを知事からもぜひ反対を上げて行ってほしいという内容であります。

読ませていただきます。

阿部内閣は、アメリカのトランプ政権や北朝鮮の横暴に乗じて、この際、憲法の改悪やテロ対策法、そして共謀罪を成立させ、さらに中学に柔剣道を持ち込もうとしている。こういうことを情報で知りました。大変不安であります。

南スーダンに自衛隊を派遣して、駆けつけ警護、これは、駆けつけ警護というのは、何か自分たちにあった場合は銃を使っていいと、こういうことでございます。それ自体が憲法に違反するところでございますけれども、そういうこととか、自衛隊の隊員が実際にこの間もテレビ等々で見たんですが、南スーダンへ行った方が、もう本当に銃声が身近に迫ってきていて、どうしたらいいのかという決断を考えたほど大変だったということを話して、こういうことはいけないと思うと。それで、自分の国を自国で、まだ専守防衛だけするのならわかるけれども、遠く離れたところで、人を、他人を殺したりすることは本当に大変じゃないかと。こういうことを述べたのを聞いて、共感いたしました。

海外での任務はないと言ったり、テロ対策法や共謀罪は人の心や自由をも奪う部分が明記されていないわけでございます。今回のこの成立でも、277の内容の中に、具体的な例で書いていないんですね。だから例えば、今の政権に対して少しでも批判的なものをする、それはそのときの考え方、それによって警察権力とかそういうものが動く、こういうこともあり得るもので、私たちがなぜ反対しているかというのは、そういうはっきりしていない部分

が今後どういう形であられるか。こういうことによっては、隣の方も私も皆さんも本当に対象になってくるということで、極めて危険だということで、私は心の自由をも奪う危険な部分だということで、どうしても根拠を挙げたかったわけです。

時の政権の数の力により、宣伝の、昔でいえば、治安維持法の変形したようなものですが、けれども、こういうことになる可能性もあり、法曹界、いわゆる弁護士会とかああいうような人の中でも強い反対をしているのが現状です。三権分立の精神からも、この数々の法案や改悪は絶対にやめさせなければいけないと、私は強く感じている次第でございます。

さらに、中学に武道や柔剣道を持ち込むことなど、文科省が3月31日の官報で告示したのは、全くの私は時代錯誤だ、こういうふうにするわけでは、今の政権には、自浄能力がなくなっている。以前の自公幹部の人ですら、今の政権のあり方を批判しているわけでありまして。また、国連からも疑問を投げかけられているわけでありまして。

また、この長野県におきましても、多くの自治体から、余り急に物を決め過ぎるじゃないかとか、反対とはっきり表明している自治体もあるわけでございますが、私はこの誤りを正すのは、まさに今こうやって法律が通った以上、国民、私たち一人一人の力にかかっている。

そうして、この危険な法律をどうしても追いやっていかなければ、再び日本の国民を戦争に引っ張り込むのは、私は絶対もう嫌だなど。72年前に、私がちょうどその終戦の年に生まれたわけでございますけれども、二度と日本が戦争に巻き込まれるようなことをやってはいけない。そういうことが国の親方としても大事なことだと思うものですから、ぜひ地域からも、地域優先、戦争をする国は絶対反対で、大事な村政を進めていっていただきたい。ということで質問したわけでございますが、首長さんのお考えをできたら聞きたいなど、こんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の憲法改正、共謀罪、テロ等準備罪、そして、柔剣道の4項目の危機感についての質問であります。

ご案内のとおり、昨日、テロ等準備罪が既に法案、法制化した、されたということでありまして。議員も十分ご承知のはずですが、我が国の民主主義は、議会制民主主義でありまして、国民の負託した国会議員が国政の場で十分議論をされ、そして国を動かしていく。こういうルールであります、その選ばれた皆様方の議論の中で決定されたことでもあります。であり

ますから、ただ。その中で、昨日は委員会で採決がしないうちに本会議ということですから、私から見ると、いまいち少し納得のいかないところではありますが、しかし、国会のルールにはそういうルールもあるという、そんな発言をしていた方がありますから、それ以上の、私が発言をする立場ではありませんが、いずれにしましても、これからは安倍総理が申し上げておりました国民に丁寧に、わかりやすく、しっかりと話をしてほしいと。

現実的には私も今回のこのテロ等ので、準備罪については細かくわかりません。わかりませんから、そういう意味では、国民の多くがわからない人は結構いると思いますから、そういう意味での対応は、今後国から責任を持ってやっていただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 1つ、柔剣道にかかわるご質問がございましたので、私のほうからそれについては述べさせていただきます。

ご承知のとおり、4年後の2021年から、中学校のほうでは、新しい学習指導要領が完全実施されます。告示という言葉であらわされますように、法的な拘束力がございます。学校はこの国の方針である学習指導要領に従うことが法律で義務づけられているというようにご理解いただければと思います。

ご質問の中学校の保健体育であります。我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、武道の考え方に触れることができるように、中央教育審議会の答申を受けて、柔剣道を含めた武道を9種目が記載されたというふう聞いております。さまざまな論議を呼んでいるということも伺っているわけですが、この9種目はいわゆる例示として示されておりまして、柔剣道も含めて9種目の中から、学校が1種目以上選択するというふうになっております。

柔剣道が武道に取り入れられてきた経緯というのは、十分把握しておりませんので、今、村長の答弁にもありましたように、今後、国の意向や、また、県の指導主事を集めて国のほうで説明会を行います。それも大事にしながら見ていきたいというふうに思っておりますが、スポーツ庁、文科省の外郭団体であります。スポーツ庁のほうでは、柔剣道を選択するか否かは学校の判断であると。先ほどのとおりです。国として柔剣道を強制することはないという見解を述べておりますので、それも大事にしていかなければいけないかなと思っております。

また、今お話しのように、これから学校、近く中学校のほうでは、各指導主事が全県下、教育課程研究協議会というそういう会議を、先生方の研修会ではありますが、その会議を9月から始めます。ことしそれがすぐ出てくるかちょっとわかりませんが、4年後までに見据えて、順次学習指導要領の周知をしていきますので、それを受けて、学校のほうでは、教育課程を編成していくというふうに考えますし、また、先ほどのお話のように、武道そのものを指導するのかということにもなりますが、一番大事なのは、基底に流れている武道の考え方、いわゆる武道の精神ですね、この精神を大事にした指導計画が立てられていくものというふうに思っております。現在、鉢盛中学校は剣道を選択しております。

最後であります、教育の理念と基本原則を定めている最も大事な教育基本法がございますが、公教育は、政治的、宗教的に中立であるということ。それから、第1条にあります教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的なという文言にありますとおり、これらの教育の理念として取り組んでおりますので、ご承知いただきたいと思っております。

さらに、憲法、最高法規である憲法9条には、戦争の放棄をうたっておりますし、これも大事にしているところであります。

また、村政という言葉がありましたが、その村政といたしましては、昭和63年12月23日に非核平和宣言をしている朝日村でございますので、今もこの宣言のとおりであります。

以上、ご理解いただければと思います。終わります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、村長さん、それから教育長、しっかりしたお話を聞きまして、非常に地域の安全を考えてやってくれているなという思いはあります。

そういう中で、私は今回、柔剣道なども、柔というのは関係ないなと思って、今度は。剣道とかそういうのはやっぱり精神とか何かあるということだと思うんですが、どうも最近の国のあり方を見ていると、南スーダンへの自衛隊の派遣だとか、何かこれは個の見方かもしれないですが、そういうトップがちょっと、私は余りにもそういうことに力を入れ過ぎているなど。

今回の共謀罪についても、誰もが対象になるというところからいくと、これは本当に慎重に審議しなければいけないことだし、簡単に決めるというような内容ではないというのが事実だものですから、ぜひこれを機会に、地域からもいろいろな意見がありましたら上げてい

っていただいて、さっきも言ったとおり、国民の、私たち一人一人が本当にこの国を左右することを決めていかなきゃいけない。これが実情でありますので、ぜひそんなことをお願いしたいなど。

また、今、教育長のほうからも9条のことで、昭和63年、非核宣言などをしてしていますが、非常にありがたいことでありまして、やはり平和でなくちゃいけないし、さっきも言いましたが、人格を尊重し、平和を愛し、民主主義を大事にする。これが今の時代の最も大事なことであると思うんですが、そういう意味で、そういう基本に立って、ぜひ地方の行政も進めていただけたら、私はすばらしいなど、こんなように思いますので、今回、あえてこのことにつきましては出させていただきます、この質問で。ありがとうございました。

では、これでこの質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 時間も残り少ないですので手短にやりますが、旭ヶ丘団地の空き家と今後をどのように考えているのかということですが、当村の方から、旭ヶ丘団地がちょっと荒れているんじゃないかというような意見を聞きまして、実際に見に行ったんですが、まだ入らない部屋も幾つかあるわけですが、以前にもこの旭ヶ丘団地については聞きましたし、また今後、北村議員のほうからも多分、住宅のことで出されますので、余り深くはあれしませんが、この旭ヶ丘団地の空き家に対しての今後の対策について、わかりやすく説明してもらいたいと。また、前にもお話あったと思いますが、老朽化の解決についてどのように考えているか、支援策は。

また、空き家が数えたところでは結構あったんですが、何件ありますか。また、今も入る予定の人はいますかどうか。新興住宅がふえる中で、こういうところが影が薄くなっているんじゃないかということで、そこら辺もぜひ力を入れてやってもらいたいということ、ある人から荒れているという意見を聞きまして、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、齊藤議員ご質問の旭ヶ丘団地の空き家についてで

ございます。

ここでは、旭ヶ丘団地の村営住宅についてお答えをさせていただきます。

村営住宅につきましては、昭和56年から62年までの間、14棟28戸の村営住宅の整備を行っております。平成27年には、村営住宅についての長寿命化計画を策定し、内容については既にご報告をさせていただいております。この計画では、今後の修繕等に係る費用を平準化し、一時的な負担を回避し、さらに使用できるものは延命化を図り、住宅の確保を図るものとしたものでございます。

現在、簡易的な修繕で使用可能な戸数は18戸あり、15戸が使用をしております。3戸につきましては、1戸は今修繕中、2戸は募集中でございます。この2戸についても間もなく応募がありましたので、入居になる予定でございます。したがって、現在10戸が空いた状況でございます。これを使用するには、ある程度のやはり修繕がかかること。また今後建てかえ等を行うことを想定し、入居の募集を行っていないものでございます。

今後につきましては、当村で取り組んでおります空き家対策、今後検討が必要な就農住宅、若者定住住宅などニーズを把握する中で、村営住宅のあり方を検討する必要があると考えております。具体的な対策ができた際には、村民の皆さんへ周知を図りたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、課長さんが、振興課長のほうからも言われましたが、延命化、寿命の延命化ということでやっているということで、今、18棟のうちの15棟はできているということでもあります。あと10戸のうちの3、4軒が入れるような予定があるし、あれだというような感じで募集があるということですが、10戸も今、正直言えば、あいているというようなことで、あそこ、窓の障子をとったり劣化ということで、見た方からするとちょっと結構荒れているかなというような感じで受けたんじゃないかなと思うんですけども、やはり新しい新興住宅のほうに今、力が入っているものですから、あわせて朝日にはそういう安いあれで入れるこういう施設もあるものですから、ぜひそういうことで、人口増対策のために今後、研究会等される、先ほど言いましたが、あり方検討会等を開いて、具体的に進めていただくことをお願い申し上げまして、私は4つ目の質問を終わらせます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） これで齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

それでは、昼食の時間になりましたので、ここで昼食に入りたいと思います。

午後の再開は1時15分にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問、午後の部に入りたいと思います。

---

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） それでは、続いて、6番、上條昭三議員。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問です。向陽台連絡道路の開通時期について。

向陽台住宅団地の第2期分譲は、1月の先行予約、2月から先着順の受け付けで、6月7日までに15区画の申し込みがあり、順調に推移していると思います。そして、早い方では8月にも建物が完成し、入居される予定であると聞いております。

一方、村では、向陽台住宅団地の第2期分譲で交通量の増加が見込められるため、向陽台から県道に抜ける新道をつくる計画の向陽台連絡道路整備事業に、本年度2億1,600万円余の予算を計上しております。ところが、5月の市民タイムスに掲載された記事に、向陽台から県道に抜ける新道は、来年度に完成の予定であると書かれていました。

向陽台連絡新道ができる前に、向陽台住宅団地の第2期分譲の入居者がふえると、以前からすれ違いができないなどと問題になっていた村道西洗馬7号線、長坂周辺の道路がさらに混雑することが予想されます。

そこで、向陽台連絡道路の開通がいつごろになるのか教えてください。

以上が1問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の向陽台道路につきましてお答えをさせていただきます。

向陽台連絡道路につきましては、平成28年度関係する地元の皆さんから参加をいただき、ワークショップを開催し、周辺道路を含めたあり方についてご意見をいただき、概略設計を行ったところでございます。本年度はご案内のとおり、2億1,600万円の予算をいただき、実施設計、工事発注等を行う計画としております。

今後のスケジュールでは、今月中に実施設計を発注し、秋ごろには実施設計が完了する見込みでございます。その後、用地測量を行い、年末には用地交渉に入る予定でございます。したがって、工事につきましては年明けからとなり、完成は来年度に入る見込みでございます。このことから、報道でも完成は来年度になる見通しとされたものと考えております。

しかしながら、上條議員ご心配のとおり、向陽台団地への入居も進むことから、早期の完成を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、繰り越しを行う対応につきましては、辺地債の配分状況を踏まえ、必要に応じた対応を行いたいと考えておりますので、これにつきましてもご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） ただいま産業振興課長から、来年度になるけれども、できるだけ早く進めたいという回答がございましたので、ぜひ早目の開通をお願いしたいと申し上げまして、1問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

朝日村に霊園の開設予定はあるかという質問でございます。

朝日村には最新の向陽台初め、新しい団地、または地区が10カ所あります。向陽台は第1次分譲と第2次分譲の申し込み済みの15戸と合わせて31戸になります。向陽台以外の9つの地区の戸数は239戸で、向陽台と合わせ270戸になります。その新しい団地または地区の270戸のかなりの人は、朝日村以外から来たと思われま。

朝日村以外から来た人が多くなれば多くなるほど、霊園が必要になってくると思います。また、朝日村に越してきた人の次の世代を朝日村に定着させるためにも霊園は必要だと思います。霊園の開設について、ぜひ検討をお願いします。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の霊園の質問であります。

今、議員質問のとおり、朝日村も今、戸数が1,400、約1,500弱になっております。であります、村内では分家でふえたケースもありますけれども、私のおおよそでは、400戸以上あるんじゃないかなというように捉えております。そこで、その皆さんが朝日村に定着しますと、やはり最終章、終活の分野で必要になるということでございまして、これは私も同感であります。

でありますから、私は今期、選挙公約で生活、それから、環境の分野で霊園の公約を掲げてあります。でありますので、本年度、総合審議会ですらまず審議していただきながら、来年に向けて方針を出していきたいというように考えております。

そこで、既に担当課には研究をさせてありますが、霊園等につきましては、実は補助制度がないのが実態でありまして、単独で取り組むということになると、やはり財政的な問題が出てきますので、その辺についてはもう少し詰めながらということになろうかなというように思っておりますが、いずれにしましても、朝日村で新興住宅、新しく朝日村に住まわれた皆さんの霊園に関しましては、私も同感でございまして、来年度には方針を出していきたい、そう思っております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 霊園につきましては、村長から来年度には方針を出していただくというお話をいただきました。前向きにお願いいたします。

これで2問目の質問は終わりたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

松くい虫の松枯れ被害の監視体制について。

松くい虫の松枯れ被害については、去年7月の下古見に続いて、ことしの6月に下古見のパン工場の上と小野沢のピュアラインの上で発生しました。6月8日に伐倒、薫蒸処理がなされましたが、マツノマダラカミキリが松本地方で飛び立ち始める日のぎりぎりです。間合ったと思います。大体6月7日ごろが松本地方で飛び立つ日だそうです。

今後、松くい虫の松枯れ被害は広がるおそれがありますので、監視体制の強化をお願いしたいと思います。現在、5人の監視員がいるようですが、どのような体制で、どのように監視しているのか教えてください。

また、監視して、検体をとる作業をしているわけですが、監視員の報酬は何費で支払われているのかも教えてください。

以上が3問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員ご質問の松くい虫被害の対応についてお答えをいたします。

まず、当村での被害状況は、議会初日の中村村長の提案説明のとおりでございます。その後、松枯れが芦之久保地区付近で確認をされましたので、現在、検体を採取し、検査を行っ

ているところでございます。

議員ご質問の監視体制についてでございます。本年度から村有林管理員5名を松くい虫被害巡視員として新たに委嘱をし、巡視を含め、検体の採取を行える体制をとったところでございます。巡視員の手当につきましては、検体の採取時の賃金として、シルバー人材センターの業務単価表を参考に、1時間当たり988円でございます。予算では6万円を計上しております。これは林業振興費の中で予算化をさせていただいているものでございます。

この松くい虫の対策につきましては、これまでも中村村長が機会があるごとに申し上げておりますが、早期発見、早期処理により、被害の拡大を防ぐため、議員の皆さんを初め、村民の皆様から山林に注視をしていただきまして、松枯れを発見した際には、役場産業振興課、林務課、林務担当のほうへご連絡をお願いをするところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 監視体制については、5人がやっていらっしゃるということで、報酬につきましては1時間幾らという形だと思います。しっかり報酬を出して、しっかり監視してもらいたいというのが私の願いでございますので、今後、しっかりした監視体制、これをとっていただけるようお願いしまして、3問目の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

本日は2つのことについてお尋ねしようと思っております。よろしくお願いいたします。

1つ目、防犯に関する危機管理対策について。

前回の3月定例議会で、インターネット上における防犯危機管理のことについてお尋ねいたしました。今回は村道における防犯カメラ設置についてお尋ねしようと思います。

朝日村は、塩尻市、松本市、山形村と隣接する村であり、その隣接道路は県道がメインであるかと思えます。そこで、今後当村では隣接する道路をメインに、防犯カメラの必要性についてお伝えをしようと思います。

隣接する塩尻市及び松本市は、中央高速道路の出入り口があり、県外者にとってみれば、アクセスしやすい場所になっております。また、松本市には国宝松本城を初め、上高地等の観光名所もあり、毎年多くの観光客が訪れております。中央高速道路は東京や名古屋など、ともに日本の大都市へつながっており、多くの人が容易に行き来できる状況であると言えます。

そんな中、当村でも、今後の高齢化社会、または時代の背景から、防犯を意識したカメラの設置が必要であると思えます。なぜかと申し上げますと、昨今の振り込め詐欺や盗難事件など、当村で事件が起きた場合の手がかりになると考えているからです。

振り込め詐欺等の特殊詐欺や盗難事件の多くは、大都市から来るとされております。言い換えれば、他地域からの犯行が多いということになります。当村は田舎ではありますが、都会からのアクセスは極めてよい立地となっており、今後犯罪が起こる可能性がないとは言いきれません。ならば、今から設置に向けた施策は必要でないかと考えております。

当村では来年、役場新庁舎が完成いたします。村のシンボルと位置づけ、開庁後は多くの方が見学に来られると予測されます。そうなれば、少なからず知名度は上がり、上記に述べた犯罪が起きる可能性も考えられます。ならば、このタイミングで今後を見据えた防犯対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

私は先日、塩尻警察署の刑事課課長様とお話をする機会があり、こんなことをお聞きいたしました。防犯カメラの設置は犯罪防止の効果が非常に高い。それを村で取り組んでいるということであればなおさらになります。「朝日村役場防犯カメラ作動中」とうたって、村を挙げて防犯に取り組んでいるとなれば、効果は絶大であります。また、犯罪が発生した場合は、警察として見れば、事件解決の大きな手がかりになるとのことです。

以上を踏まえ、今後の村を平穏に送るためにも、防犯カメラは犯罪の抑止力として必要ではないかと考えております。

以上のことから下記の質問をいたします。

当村における防犯カメラの設置状況について。

2つ目、隣接地域における県道の防犯カメラ設置に対する当局の見解は。

3つ目、防犯カメラの必要性についてどう考えるか。また、設置を考えていないということであれば、今後どのような対策を講じるのかお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員ご質問の犯罪対策に関する危機管理対策ということでございます。

最初に、当村における防犯カメラの設置状況についてでございますけれども、村の公共施設の防犯カメラにつきましては、各公共施設のほうに設置をしております。役場庁舎の事務室に4台、中央公民館の事務室とロビーにそれぞれ1台、朝日小学校、子育て支援センター、あさひ保育園、朝日美術館、朝日村健康センター、A Y Tマルチメディアセンター、ピュアラインあさひの事務所に各1台で合計13台を設置しております。

村では基本的に、村の公共ネットワークに接続されているパソコンにつきましては、盗難等により情報が漏えいしないように、事務所のセキュリティーシステムとあわせて、事務所に全て防犯カメラを設置している状況でございます。

また、村内5カ所の消防団詰所でございますけれども、詰所の車庫内には消防備品、また、燃料などが置かれておりますけれども、詰所の車庫につきましては、緊急時の対応のため施錠をしておりますので、盗難防止のために防犯カメラを設置している状況でございます。

このほか、村内では盗難防止などの目的で防犯カメラを設置している民間の事業所もあるかと思われまして、それにつきましては、行政のほうでは把握をしていない状況でございます。

次に、隣接地域における県道の防犯設置に対する当局の見解はということでございます。

国道や県道に設置されている防犯カメラシステムにつきましては、警察庁が設置をしておりますNシステムと呼ばれる自動車ナンバー自動読取装置というものでございまして、全国に1,700カ所以上設置されていて、犯罪捜査のために運転者の顔やナンバーなどを撮影し、盗難車両や警察が手配している車両が通過した場合には、付近の警察署などに通報が行くシステムとなっているようでございます。

警察では設置箇所を公表しておりませんが、インターネット上には第三者が作成し

た設置箇所の地図が載っております。その地図によりますと、当村の隣接地域の県道にも数カ所設置されておりまして、設置されている地域につきましては、犯罪の抑止に一定の効果があるのではないかと捉えております。

最後に、防犯カメラの必要性についてどう考えるか。また、設置を考えていないのであれば、どのように今後対策を講じるかということでございますけれども、犯罪者につきましては、犯行に及ぶ際、人に見られることを嫌うと言われておりまして、防犯カメラにつきましては、人目がない場所や時間帯においても24時間撮影ができるため、犯罪の抑止効果が期待されるとともに、万が一、犯罪が発生した場合につきましては、犯罪捜査などにも役立つ、そういう要請は広く認識をされておりますので、防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止力としては効果的であると考えております。

警察庁のNシステムのカメラを当村に設置いただけるかということで、塩尻警察署のほうに問い合わせをいたしました。お答えはいただけませんでした。設置要望は今後できると思いますので、村内へのこのNシステムのカメラ設置を含めまして、道路への防犯カメラの設置につきましては、今後の課題としまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 回答のほう、ありがとうございます。

村のほうでも必要性を感じて、それでそれに取り組むという前向きなことは、非常に私もうれしく思っております。

例えばなんですけれども、警察署の方がこのようなこともおっしゃっていたんですが、確かに防犯カメラを、例えば村で買うということになると、これはやっぱり大きな、例えば予算を割いたりとか、そういった可能性は出てくると。ただ、例えばなんですけれども、ダミー、例えば「朝日村防犯カメラ作動中」とか、そういった看板だけでもかなり抑止力があるとのことを言うておりました。やっぱり犯罪を未然に防ぐということが一番大事になってくるかと思っておりますので、もし、例えばなんですけれども、そういったことでダミーで、ダミーという言い方はあれですけれども、そういったことで対応していただくことも検討していただきながら考えていただければなど、そのように思っております。

以上をもちまして、1問目の質問を終了いたします。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 続きまして、2問目の質問、朝日村公営住宅民間委託管理推進について。昨年の6月定例議会時において質問をさせていただいた件になります。その後の進捗状況について、今回お尋ねしたいと思います。

村の公営住宅で、旭ヶ丘団地に28戸の村営住宅があり、そこを利用している方が多くいらっしゃるかと思います。しかし、ご存じのとおり、経年劣化等で老朽化が進み、住むことができる村営住宅には限りがあるかと思います。

私が議員になりまして、村民の方から、村でどこか手軽に住めるアパート、もしくは村営住宅はないものかと相談を受けることがしばしばあります。相談する方は、私と同世代の方、または50から60代の方によるご子息の住まいの相談が多いことがわかりました。最近ではことしの5月14日、長寿を祝う会に参加し、皆さんとお話をさせていただいた際にも、やはり先ほど述べたことを言っておられました。

そこで、現在、向陽台において分譲地を販売しているので、よかったら参考に考えてみてはとお伝えをいたしました。が、年配者で資金が潤沢にあればよいかもしれませんが、20代、30代にとって、土地と建物となるとなかなか決断が難しいとのことを言っておられました。このことについては、振興課長にも相談をさせていただきました。改めて村で手軽に住めるアパートですとか、そういった場所の必要性を私は感じました。

村では、今後人口増加対策として向陽台の分譲を進めており、この施策は非常に有効であると思っております。しかし、それと並行して、村で手軽に住める村営住宅、または民間によるアパートの必要性もあるのではないのでしょうか。今回の定例議会でアグリビジネスセンターの今後の展開について説明を受け、担い手を確保しても、現在、村では住む場所がないことが課題だということもお聞きいたしました。

私は以前、村で村営住宅の維持管理が大変であれば、民間に委託をして、そこで管理していただくのはどうかというご質問をさせていただきました。振興課長の答弁では、民間委託は土地活用を含め、協議を行っていくとの回答をいただきました。

そのことについて、振興課長にお尋ねいたします。その後、民間委託に向けた協議の進展はどうでしょうか。また、今後を見据えて、手軽に住める住宅の確保対策は。

一方、民間で一番懸念することは、建てても常に入居者はいるのかといった問題があります。ならば、村で公営指定をするのであれば、最低の賃料を補償し、補償した金額から月々家賃を差し引きすれば、借り手も無理なく賃料を払うことができるかと思います。わかりやすく言えば、この物件の賃料が5万の物件であれば、村で2万円の補助、そして借り手が3万円の負担、最終的に大家としてみれば、5万の家賃収入を得ることができます。こういった施策の検討はできないでしょうか。

また、現在村で指定管理をしているコテージがあります。利用状況を見て、ケース・バイ・ケース、または一時的にその建物を住宅のかわりとして使用することを考えてはいただけませんか。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員ご質問の公営住宅民間委託管理の推進についてお答えをさせていただきます。

村営住宅の現状と今後の対策につきましては、齊藤議員ご質問の際、お答えをさせていただきましたのでお願いいたします。

それで、北村議員ご指摘の村営住宅、または民間アパートの必要性につきましては、入居者希望の問い合わせをいただく中で、整備については必要であると感じております。しかしながら、村営住宅につきましては、ニーズを把握する中で、村営住宅のあり方を検討する必要があることから、現状の中で運営を行う対応となっているのが現状でございます。民間アパートについては、村内に6棟28部屋があると聞いております。今後の建設の計画は、当村への転入者等の見通しを見る中で、新たな建設は控えていると聞いております。

昨年6月議会で北村議員のご質問にお答えいたしました民間委託の検討についてでございますが、事務レベルでの検討を行っている状況でございますが、県内では長野県住宅供給公社への管理委託を8市で行っている状況でございます。民間への委託については、指定管理制度により行うことも一部可能でございます。しかしながら、当村の所有する村営住宅の規模、劣化状況から、それぞれへの委託等は難しいとのことでございます。

議員ご提案のいわゆる家賃補助とコテージの活用についてでございます。

まず、家賃補助につきましては、定住化の促進を目的に行っている自治体もございます。

しかしながら、当村ではアパート等の空きがない状況では、実施が難しい状況でございます。今後、賃貸管理会社等と改めて協議を行いたいと考えております。

コテージにつきましては、整備時に補助金、起債等を財源とし、建設を行っておりますので、住宅としては目的外使用となることから、使用は考えておりません。コテージについては、長期滞在等としては考えることがございますが、これは利用する方の状況にもよっておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） まず、コテージのことについて課長から答弁をいただいたわけですが、これは私の考えでございます。コテージの利用状況について、よく村民の方から言われるわけですが、私個人の考えとしては、そこで結論を出すのは時期尚早だ。というのも、確かに利用率8%ということで低いじゃないかという声を聞くんですが、私はそこで判断するべきではないと思っています。というのも、私も議員になりまして、その施設を約10回ほど使わせていただいたわけですが、多くの方がリピートしてくれているわけになります。

では、なぜ利用率が上がらないのかというふうに考えたときに、しっかりとした利用率をアップさせるための起爆剤、例えばネットによる戦略ですとか、また、そういったことがまだまだ不十分である中での判断はまだ早いのではないかと、私はちょっと思っております。

ではこれを、現在指定管理ということでございますが、どうしてやらないのかなというふうに思ったときに、もしかしたら指定管理のほうでも、今そこで多くの利用客を見込めるような状況の体制が整っていないんじゃないのかなというのも、ちょっと考えたりもしたわけですが、最終的に何を言いたいかといいますと、例えば指定管理のほうで、例えば今多くのお客さんを受け入れられないような状況であれば、1カ月、2カ月ペースで貸すということになれば、当然、指定管理者から見れば、そこを維持することもなく、または利用率も上がるかなと、私はちょっと思ったものですから、あえてコテージを1棟、2棟、利用状況に合わせて使うことはどうなのかなということをちょっとご提案させていただいたわけになります。

ただ、契約上でどうしてもそれが利用外目的ということであれば、それは仕方がないのか

もしれませんが、一度かけ合ってみるのはどうなのかなとは思っております。それによりまして、指定管理者のほうとしてみれば、例えば1カ月、2カ月、短スパンでも家賃収入があれば、そこは考えを改める可能性はあるんじゃないのかなというふうにも思っております。

あと、私はなぜ民間に、委託管理にこだわるかといいますと、やっぱり村の少数規模の職員の中で村営住宅を管理することは大変じゃないのかなと。なかなか、ずっと使ってきたものを例えば修繕したりですとか、立ち会ったりですとか、例えば夜中とかに、ここをちょっと電球が切れているからかえてくれというのを村の職員がやるというのは、僕はちょっと大変じゃないのかなと。であれば、例えば民間の方がしっかりとそこをサポートして、そして、ただし、民間の人もやっぱり本当にここに建物を建てて人が入るのかという心配はあるかと思しますので、双方が歩み寄って、人口対策の一つの箱をつくることはできないものなのかというふうに思ったわけでございます。

実際に私も去年、村のほうの振興課の方に、こういったことで住宅をつくるプランをという事で、一度相談をさせていただいたことがあるかと思っております。実際に村のほうにアパートを建てるということでちょっと動いていただいたんですが、大きな実は壁にぶつかりました。

というのも、近隣市町村の企業とかであれば、例えばアパートを建てるということになると、当然土地代、それから箱物ということが大きな金額がかかります。そうすると、地元の例えば近隣市町村の銀行にじゃ融資を申し込みをするときであれば、朝日村はこういうところだよというところで、ある程度、話のほうは進むそうなんですが、例えば県外ですとか、中信から離れた北信、南信とかで、朝日村に建物を建てたいとなったときに、銀行の人から見ると、いや、どこなのかというふうに思ったりですとか、果たしてそのところに住宅を建てて、お金を融資して、本当にそれが返ってくるかというやっぱり心配があるそうです。

なので、例えばなんですけれども、今後民間委託になったときに、村のほうではちゃんとこの会社が村のため、会社でもいいですし、個人でもいいですが、この会社がしっかりとプランを立てて、それでじゃ援助ができるということになったときには、銀行資料の一環として、村がちゃんとここはこういう形で民間委託していますよというような形で、バックアップをしていただくことも考えていただければどうなのかなというふうにも思っております。

このことに関しましては、今回、今私は思いを伝えているわけでございますけれども、もし、きょう聞いていただいて、今後そういったことを検討していただくことがありましたら、非常に私もうれしいと思っておりますし、また、それが可能ということであれば、それをもってま

た私も個人の方や、また企業のほうに、こういった形でぜひどうかということで、営業も私  
もできるのかなと思っておりますので、ぜひご検討のほうをしていただければなと思ってお  
ります。

ちょっと長くなりましたが、私の質問は以上で終了になります。どうもありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

きょうは2問、質問をさせていただきます。

今定例会より総務産業常任委員に移りましたので、所管に関する質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、アグリビジネスセンター設立に向けての諸課題についてであります。

所管する行政テーマについて、私なりに履歴をひもといてみましたが、理解不足な面も多  
くありますので、教えていただきたいというふうに思います。

朝日村の基幹産業である農業を取り巻く課題は数多くあります。特に、高齢化と後継者不  
足、拡大したくてもよい土地がない、農機が高額過ぎる、若者の農業技術習得ができない、  
人手がない、エトセトラであります。そこで、課題解決の手段として、新たな農業と担い手  
を創出するためのワンストップな支援体制をつくる。28年度後半から検討協議会を立ち上げ、  
設立準備活動を行い、今年度12月にアグリビジネスセンターを発足させる。先日も全員協議  
会において、このプロジェクトの実施概要についてプレゼンを受けましたが、もう少し深掘  
りをさせていただきたいと思います。

最初にですが、当初計画より日程がおくれてきていますが、問題はないんですか。

昨年9月の全員協議会で、申請資料をもとにこのプロジェクトの説明を受けました。その

資料では効果の検証、見直しが外部組織、議会によって29年3月、設立が29年10月とあります。先日の資料によりますと、効果の検証、見直しが30年6月、設立が29年12月とあります。また、予算の申請中であり、決定するまで事業発注ができないとの説明もありました。

2番目に、事業の全体、詳細推進日程はいつ制定されるのですか。

申請書類の実施計画にある日程は、1年目、2年目という大項目に交付金対象事業、経費の内訳があるのみで、具体的な事業推進のスケジュールがわかりません。推進計画として、1年目は詳細スケジュール、2年目以降は大日程でもよいですが、進捗管理のためにも日程の制定は必要と思います。

3番目に、推進体制、事業計画等、いつ明確になりますか。

申請資料、協議会資料等により、事業の内容は理解できます。しかし、各事業が、誰が、どのように、どこで推進するのか、そして、人、物、金の全体像や推進体制がわかりません。

以上の点についてお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 小林議員ご質問のアグリビジネスセンター設立に向けての諸課題についてお答えをさせていただきます。

アグリビジネスセンターにつきましてはご案内のとおり、平成28年度地方創生加速化交付金を活用し、アグリビジネスセンターの設立による新たな農業と担い手創出事業として取り組んでいるところでございます。

この事業は、農業を支援する組織としてアグリビジネスセンターを設立し、現在の当村の抱える農業の諸課題に取り組むものでございます。そこで、組織設立に向け、朝日村農業推進支援組織設立検討協議会を昨年立ち上げ、組織設立に向けて検討を行っているところでございます。

初めに、議員ご質問の当初計画より日程がおくれてきているが、問題はないかというご指摘でございます。

交付金申請に伴う計画の提出時、昨年の6月の計画時点では、小林議員からお話のあったとおりでございます。検証については、平成28年度、事業完了に伴う検証として、年度末の3月としてあり、アグリビジネスセンター設立については、本年10月となっております。検証については、朝日村総合審議会野菜販売対策会議及び議会で検証するとしており、それぞ

れの開催にあわせ報告を行っているところでございます。

したがって、開催される時期が異なることから、3月に全ての会議において検証はできなかったものでございます。朝日村総合審議会での検証は今月末を予定しているところでございます。本年度事業の地方創生推進交付金での検証時期は、この状況も踏まえ、平成30年6月としたところでございます。

また、設立時期につきましても、昨年度の設立検討協議会で検討を行う中で、アグリビジネスセンターが担う業務内容など、検討する課題も多く、また、引き続き農家やJAを含む農業関係団体との合意形成が今後も必要なことから、10月設立の計画を見直し、本年度申請時の計画では12月としているところでございます。今後の協議、検討次第では、設立の時期について見直しされることも予想されるところでございます。

また、委託業務の業者の発注につきましては、交付申請時のルールがございまして、交付決定後の実施となるものでございます。本年度は5月31日付の交付決定となりましたので、今月中に契約が行われるものと予定してございます。このことから、交付金申請での手続上、また、検討課題の状況から、日程の見直しは問題としてではなく、状況に応じた対応として捉えているところでございます。

次に、事業全体の推進日程の策定期間についてでございます。

この事業の日程につきましては、昨年度開催しました3月末の朝日村農業推進支援組織設立検討協議会で、5カ年の計画をお示しをしたところでございます。本年度につきましても、新たに地方創生推進交付金事業として取り組むに当たり、今年23日に開催を予定しております設立検討協議会において、改めてお示しをする予定でございます。

次に、推進体制、事業計画等についてでございます。

議員ご質問の誰が、どこで、どのように、そして資金はどうするかなどの具体的な推進体制につきましては、本年度設けます部会や設立検討協議会において検討する予定でございます。したがって、具体的な内容は本年度の設立検討協議会での協議、検討の内容となっておりますので、ご理解をお願いするところでございます。検討内容につきましては、機会を見て、議会の皆さんへは報告をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状、そういうことだということで承りましたけれども、私の性格上か知りませんが、どうしても日程どおり進んでいるだかやということが、まず最初に出てくることでして、今回のこの事業も、私も立場が変わってから少し勉強したことで申しわけないんですが、交付金事業も2種類、最初のと今回と違っている。そういう中で、それがこういうものだと言われればそうですが、非常に日程的にできなくても、できていても評価をどうされるかということで、非常にその辺がもう少し具体的な日程というものを立てて、日程観を示して進められないものかなというふうに危惧するところであります。

先日だか、23日に協議会の次の会議が持たれるということの中で、より詳しく出てくるかと思いますが、ぜひ日程観というものは持ってやっていただきたいというふうに思います。

それと、現在並行して中山間総合整備事業、この検討が各工区でいよいよ動き出しています。圃場整備等、この事業を通して地権者、受益者の声を反映できる組織、これはこのアグリビジネスセンターなくしてはありません。工区の説明会でも、本当に大丈夫かやというときには、受け皿がありますというふうに、課長もそのたび説明をしておりますので、ぜひこのアグリが少しずつ先行するような形でいくように、ぜひフォローアップをお願いしたいと思います。

何しろ計画どおり立ち上げることが農業の活性化、そのための確実な道だと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、この質問は終わりにします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 2つ目の質問ですが、今と関係してきますが、村政重要プロジェクトの見える化についてであります。

役場はどうなっているだや、これは新庁舎の工事の進捗を知りたい村民の声です。そして、向陽台から新しい道ができるそうだけれども、どこを通るだい、これも村民の声です。このように、生活に深く関係する情報は誰もが早く知りたい情報です。しかし、今この情報、このような情報をタイムリーに知り得ることは困難です。今年度は役場新庁舎建設を初め、地方創生やその他大きなプロジェクトがめじろ押しです。役場新庁舎の場合は、これまでの経過や決定したことや多くの情報がホームページで検索できる状況にありますが、現在の工事

の進捗まで知ることはできません。工事は計画どおり進行しているとの情報がわかるだけで、安心や満足感が得られると思います。

そこでお聞きしたいことは、1つ目として、重要プロジェクトの進捗が見える化できませんかということです。村政の見える化のためにも、少なくとも四半期ごとに大型事業の進捗がわかる資料、これを例えばA3、1枚のようにして、事業内容や進捗がホームページや回覧板で、村民がいつでも誰でも見えるようにすること、それが村政の見える化につながると思います。その点、見える化はできますでしょうか。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の村政重要プロジェクトの見える化についてでございます。

村の重要プロジェクト、その進捗状況等につきましては、これまでも年4回発行しております「広報あさひむら」を初め、回覧板、A Y Tの週刊ニュースや特別番組、ホームページ等で周知を行ってきております。

特に、年に4回発行しております「広報あさひむら」と回覧板につきましては、平成25年度に朝日村第5次総合計画の後期基本計画を策定する際に行いました村民アンケートで、行政情報の入手手段として、村民の6割を超える方が利用している状況でございます。村の重要プロジェクトやその進捗状況、村民の皆様にお伝えしたい重要なお知らせなどにつきましては、こうしたことから「広報あさひむら」、回覧板に掲載をして周知を図るようにしているところでございます。

議員からお話のありました庁舎建設事業につきましても、庁舎建設基本計画が策定されてから、ここ2年間は1回も欠かさず「広報あさひむら」の「むらはいま」というカテゴリーの中で、建設委員会の状況、事業の概要や進捗状況につきまして掲載をしております。また、向陽台道路などの事業につきましても、本年5月の広報におきまして、今年度予定している道路事業としまして、道路の概要や事業費を掲載したところでございます。また、この「広報あさひむら」には、議会定例会での村長の提案説明を掲載をしております。その時々々の村の重要施策、取り組みの状況をそこから読み取っていただけると思っております。

さらに、A Y T特別番組で議会定例会の村長の提案説明を放送し、また、それぞれの議会

定例会終了後には、A Y Tの「村政の窓」で村長みずからがその時々々の村の課題、主要プロジェクトの進捗などについて説明をしております。

また、出前村政でも村長みずから各地区、各種団体の集まりに出向きまして、村の課題、状況を説明し、村民の皆様の村政に対するご意見を伺うなど、さまざまな媒体、また、さまざまな機会を通じて情報提供、情報発信をさせていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

全て見える化できているという、今ご返事だというふうに理解できましたけれども、当然私も回覧板だとか村長のテレビ電話、そういうのは見ております。それは、それで見える化も確実にできているというふうには思います。

私がもう少し提案したいのは、統一した事業を統一したフォーマットで簡単に見られる方法、そこの提案であります。例えば今回大型プロジェクトでいえば、先ほどのアグリ関係だとか、または幾つかプロジェクトが進行していて、それを我々全員協議会等で見ると、いつも説明を受ける、ありますけれども、いわゆる業務委託先がみんな違うことによって、見え方が違うんですね。資料も内容も違うし、表現の仕方も違う。ですから、これを統一したフォーマットで、ああ、この大型事業はどうなっているんだいというのを本当に紙ぺら1枚で、四半期ごとに、進捗は計画があつて、それがおくれて進んでいるというのが目に見える形、そういうようなイメージのものにぜひ改善することができないかという、もうちょっとプラスした提案であります。

確かに見える化、見える化という言葉はちょっと語弊がありますが、現在の重要プロジェクトの推進状況を都度都度、当局は回覧、先ほど説明がありましたようにしているということプラスアルファ、例えばホームページをクリックして、何々事業という進捗状況というような一覧、1枚の紙がありまして、そこで確認できるようなものにすれば、先ほどのような、もうちょっと知りたい村民が常に見ることができる。そんな一工夫をぜひお願いしたいんですが、ちょっとイメージが伝わったかどうかわかりませんので、また後日、総務課長には私の考えを言いたいと思いますが、そんな点、どうでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 小林議員の村民にいかに関知をし、そして理解をしていただくか、まさに一番大きな課題は私も同感であります。

先ほど総務課長が申しあげましたように、村としましては幾つかの方法で、先ほど申しあげましたような対応をしておりますが、なかなか村民の皆さんは見ても知らないと言いますし、人によって大分違います、受ける人によって。でありますので、これでもかこれでもかといいますが、それは非常に難しい問題だな。これは決して朝日村だけの問題でなくて、全国的にそうなんです、聞いても知らないよと言いますのでね。結構そういう国民が多いのが実態でありますから、そういう意味では、村で、村のメディアをどう使うか、そして、そこに関心をいかに持ってもらうか、そういう意味では、高齢者の皆さんにとれば、A Y Tのニュースは非常に有効なんです。常会に行っても、うちの若い衆は、常会で何を話した、うちで話をしてくれない。村の流れを見るなら、高齢者の皆さんはA Y Tのニュースを見るとわかると。若い人は全然見ておりません。現実的には。

そういうことをいかにそこに興味を持っていただくか。そこが一番大事で、批判はどんどんしますけれども、現実にはそこに関心を持たない。その難しい分野がありますので、いずれにしても、今やっていることで満足はしませんけれども、できるだけことはしていきたいと思えますし、ワンパターンでやる方がいいのかどうかも非常に難しいということもご理解いただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

村民が今どうなってるだやというのは、常に見えるようなふうに努力されるという、今、それは何うことができましたので、それをもう少し簡単に、誰でもどこでも簡単にできるような方法があればいいと思えますので、またぜひご一考をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） これで小林弘幸議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 塩原 智恵美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私で最後になりました。もうしばらくのご辛抱をお願いいたします。

私は今回、1つに絞って質問させていただきます。

今、小林総務産業常任委員長から質問がありましたが、私もことし引き続き、このアグリビジネスの関係の検討会議の中のメンバーとして参加させていただいていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、早速お願いいたします。

朝日村の農業が基幹産業であることは、高原野菜として生産してきた半世紀に及ぶ長い歴史と販売高がおよそ30億円をずっと維持してきたというこれらの数字が示しております。こうして積み重ねた実績が朝日ブランドを築き、JA合併後の今もなお誇りを持ちながら仕事をし、ハイランド管内で不動の地位を守り続けている関係の皆様には、心から敬意をあらわすものです。

村ではこの大切な産業を未来に引き継ぐため、昨年、地方創生事業に取り組みました。その内容は仮称でございますが、アグリビジネスセンターを設置して、新たな農業等、担い手を創出していくというものです。

センターの役割は現在、村や農協が相談窓口となっている農業支援の仕組みを一本化して、利便性を高める体制づくりにあります。例えば、定年してから農業を始めたい人や、新しく農業を始める若い人に、農地や農機具のあっせんをすとか、規模拡大した経営者へアルバイトのあっせんをする。あるいは高齢化により農地を手放すという相談に対応するなど、農業を取り巻くさまざまな課題は、アグリビジネスセンターへ行けば何とかかなると、そんな信頼される役割を果たすと期待するものでございます。

村はこれに取り組むに当たり、財源確保のため、100%国庫補助とした地方創生加速化交付金を申請し、採択されました。事業費は2,240万円、全額アグリビジネスセンター設立準備の経費としました。

仕事の内容は、センター設立に向けた検討協議会を立ち上げ、協議を重ねたり、農業の現状を把握し、これからの方向を見出すための調査や、新規就農者向けの宣伝方法として、ウェブサイトの立ち上げなどが主な内容でした。

私は昨年、検討協議会のメンバーであり、最も近いところで取り組みを見てきました。これらを踏まえた上で、質問の趣旨は2つです。

1つは、平成28年度の事業がスケジュールどおりに行われず、さまざまな影響が出たこと。もう一つは、ことしの事業の目玉、アグリビジネスセンター設立に関する村の考え方をお尋ねします。

まず、昨年の事業ですが、これは国の内示が8月2日に出ており、これにより9月補正予算が議決され、執行したものです。村では国の採択をとるための準備は5月からしており、このことは議会にも報告され、実務はスタートしておりました。

しかし、センター設立検討会議が初めて開かれたのは11月14日で、本格的な検討に入ったのは12月でした。わずか3カ月の中で全てをこなすというスケジュールは困難で、事実深刻な影響が出ました。具体的には、最初の事業費2,240万円は時間がなかったことから仕事が順調に進まず、最終的に事業費の3分の1に相当する710万円を国に返すという事態になりました。こうしたことは、原因が幾つか考えられると思いますが、これからの取り組みも含めて、以下質問します。

1、なぜ、5月から準備した仕事が11月まで手をつけられなかったのか。

2、9月提出した予算をその後、補正を2回繰り返し、最終的に30%削減した。こうした予算編成のあり方を提案者としてどう考えるか。

3、予算内容はほとんど97%に相当する部分が委託業務でした。委託契約の成果品をどう評価するか。

4、アグリビジネスは地方創生交付金事業であるため、国は検証を求めている。これに対し村はどう検証したか。

5、アグリビジネスセンター設立の時期について、昨年の計画では、ことしの10月だったものが2カ月おくれる計画となっている。その理由は。

6、センター長となる人材について、人選をどのように考えているか。

7、センター法人化の時期と場所の選定をどのように考えているか。

この中には、先ほどの小林議員の質問と重複する部分もありますが、検証につきましては、先ほど課長の答弁が6月に総合審議会で検証するという、そんな予定のことはございました。

でもほかのことにつきましては、報告という形での答弁でございましたので、その点も含めてお願いをしたいと思います。

とりあえず7項目にわたってお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、塩原議員ご質問のアグリビジネスセンターの取り組みについてお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、先ほど塩原議員からもお話のあったとおり、塩原議員、検討協議会のメンバーに加わっていただいておりますので、事業内容については塩原議員からもお話のあったとおりで、これまでもご説明をさせていただいたとおりでございます。

そこで初めに、議員ご質問の事業実施の時期についてでございますが、まず、これまでの経過を少し確認をさせていただきますと、この交付金は平成28年度地方創生加速化交付金の2次募集を活用しているものでございます。

この交付金は平成27年度末に国から募集があり、その後、計画の提出に向け、内容について関係部署内で協議を行い、6月15日付でアグリビジネスセンターの設立による新たな農業と担い手創出事業として、実施計画を国に提出したものでございます。その後、国と内容についての協議を行い、8月2日内示をいただき、同月22日交付申請、30日に交付決定となったものでございます。これを受け、村では9月議会に補正予算として計上し、予算化をさせていただきました。その後、事業を進めるに当たり、10月6日にJA、それから、当時の地方事務所農政課と農業改良普及センター及び商工会と打ち合わせを行い、今後の進め方について協議を行っております。あわせて調査等を行う業者について選定方法等の検討を行い、12月9日にプロポーザルにより業者を決定しております。11月14日には初回の朝日村農業推進支援組織設立検討協議会を開催したところでございます。その後につきましては、議員ご承知のとおりでございます。

以上の経過で進めてきたところでございます。それぞれの段階を踏む必要性もあり、このような経過となっておりますので、ご理解をお願いするところでございます。

次に、予算編成のあり方についてでございます。

これにつきましては、議員ご指摘のとおり、12月議会で組み替えの補正予算を行い、3月議会では、実施内容に合った精算の補正予算をさせていただいたところでございます。補正

予算対応につきましても、当初計上どおり進めることは必要でございますが、この事業につきましても、国への計画書の提出の期間もタイトであったこともあり、各項目での詳細な予算見積りができず、予算計上後、必要な項目への組み替え及び必要な予算での精算をさせていただいたところでございます。これにつきましてもご理解をお願いいたします。

次に、業務委託を行った成果についてでございます。

まず、委託を行った主な業務内容は3項目で、センター設立に向けた基礎調査では、農業実態調査、営農、就農、移住、定住推進促進体制の把握、調査を行い、土地持ち非農家を含む622世帯へのアンケート調査、回答率59.3%、また、農家、農業法人へのヒアリング等を行っております。

次に、U I J ターン就農促進プロモーションとして、PRの実施計画、動画、ウェブサイト等の各種プロモーションの作成を行っております。プロモーションの作成については、時期も冬季の状況でありましたので、その内容についての対応を行ったものでございます。最後に、設立検討協議会の運営支援を行っております。

それぞれの項目に応じ、結果を成果品としてまとめ、提出がされております。今後については、今年度の調査結果等を活用し、検討を行うことにより、さらに成果が見えてくるものと捉えております。

次に、事業の検証についてでございます。

先ほど小林議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、総合審議会と野菜販売対策会議で検証を行うとしており、野菜販売対策会議では報告という形でさせていただいております。次回の総合審議会でもまた検証を行うものでございます。今、検証の仕方については、国のほうからこうしなきゃいけないという様式等はございませんので、具体的な数字については、既にクリアしている部分もありますので、事業の取り組んできた内容について報告をさせていただきます。

次に、アグリビジネスセンターの設立時期についてでございますが、これにつきましても、アグリビジネスセンターが担う業務内容など、検討する課題が多いことはご承知のとおりでございます。引き続き農家、JAを含む農業関係団体との合意形成をしていかなければ、設立しても今後進むものも進まなくなりますので、その辺の合意形成が必要なことから、10月設立計画を見直し、本年度の計画の中では12月としたところでございまして、小林議員の質問にお答えしたとおりでございます。

次に、センター長となる人材の人選、法人化の時期、場所の選定についてでございます。

これにつきましても、小林議員のご質問にお答えしたとおりでございます、具体的な体制につきましても、本年度の部会や協議会において検討を行う予定でございますので、現在のところはまだ具体的なものは決まっておりません。

議員におかれましては、協議会委員として引き続きメンバーとして入っていただいておりますので、今後も建設的なご意見をいただきたいことをお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今、お答えいただきましたが、ちょっと1つ疑問があるんですが、この交付金事業そのものの内容、何をいつまでにやらなければいけない。5年後には何をしなければいけない。そして、いつ検証しなければいけない。全てが国に申請している申請書の実施計画の中に書いてあるんですね。そうすると、どのようにスケジュールを立てて、これを、例えば昨年でしたら、加速化交付金は1年で使い切らなければいけない、そういう事業でした。6月と、さっき書類は6月の十幾日に出したと言っていましたけれども、議会に説明があったときは、もうそういう青写真が役場のほうの側にはあったと、私はみなしていたんです。そうあるべきだと思うんです。仕事の取り組み方ですね。今、課長がおっしゃったようなことで物事を進めていけば、ことし、本当にちょっと心配になってきます。

地方創生交付金事業、それを使うということは、どういう狙いがあるって、どういうことでこれを進めていかなければいけないという、その根本的なところをちょっと理解しているかどうか。それが全てにひっかかってきますので、ちょっと課長、そのところをどのように捉えているか、この地方創生交付金事業とは何だというその部分、ちょっとお答えいただけますか。これをアグリビジネスセンターに取り入れた、その大きな目標、理由ですね。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 塩原議員の地方創生でアグリビジネスセンターを行う、取り入れたということでございますけれども、まず地方創生事業、地域の活性化を含めた中での創生事業ということで捉えておまして、朝日村ではまず、先ほどからもありますように、基幹産業である農業をこれから維持し、継続していかなければいけないということの中で、

地方創生に合った事業ということで取り入れて、この事業に取り組んでいるものでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問をどうぞ。

塩原議員。

[ 9 番 塩原智恵美君登壇 ]

○9番（塩原智恵美君） これからの先の質問にかかわります。

国に実施計画を上げていくということは、何をどういう金額でやるということまで明確に書いてあります。それは村側が申請しているわけですから、そのとおり実施されなければいけないわけです。これは基本だと思います。

ですので、ちょっと質問に入っていきますが、村が自分で計画をつくって国へ申請した事業を2回変更し、最終予算が当初の村の計画より3割少ない数字になった。仕事の中身はほとんど委託業務です。会議の資料づくり、会議の運営、それ以外に、先ほど課長がお話がありました農家へのアンケート調査、その結果報告、それからUターン、Iターン、Jターン、これらの動画づくり、ウェブサイトの立ち上げ、リーフレット、これらは昨年12月に開かれたこの検討会議の中で、委託金額1,510万円、仕事の中身はこれという、今私が申し上げたことですが、そのことが全部成果品として報告すると説明がありました。

ところが、3月30日、最後の検討会議が開かれたんですが、そこでは農家へのアンケート調査の結果と報告、それ以外のものが成果品として示されませんでした。それで委員の中から異論が出て、どうして示されないんだと。そうしたら業者のほうで、まだ完成していないと、そういうことでありました。

実は私、こうした事態に至った説明を求めますということをちょっと用意してありましたが、これもすれ違いになりそうなので、3月上旬に開かれた会議でスケジュール表が示されていきました。その中では、予定どおりその成果品が出るというスケジュール表でした。一括業務委託している村側として、そのスケジュールをどのように確認していたか、判断していたか、それが1点です。

それから、この業務委託料1,510万円の支払いは既に完了したと聞いております。確認しました。完了していない業務、これを支払ったことについての説明をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 塩原議員のご質問の中の3月の協議会での説明の中での内容で、ちょっと議事録の確認をさせていただかなければいけないわけですが、業者からの資料の中、資料というか、成果品のものにつきましては、アンケート調査等については、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

そのほか、できていなかったものについて等お話がありましたが、先ほどもお話しして、ウェブ、それから動画、パンフレット等については、夏場のものは写真等できませんでしたので、それ以外のものについては、基本的にはできていたということで、3月末にはできていたということで確認をしているところでございますので、それについて、できていなかったものについて支払ったとかそういうことではございません。できてからの確認をしての支払いということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 現実に今、ウェブを見ても立ち上がっておりません。それから、リーフレット2,000部をつくるというお話がありましたが、リーフレットも示せないんですかという、そういうそのときの会議の中での質問がありましたが、それはできていないということでした。

先ごろ、この議会の全員協議会の中で、平成29年度の事業の説明がありました。その中に、28年度にしなければいけない事業がやるという内容で出てきておりました。例えば、もう一つ大事なことです。これ一つ、ちょっと申し上げますが、専門部会を本来は3月までに立ち上げて、2回検討会議をしなければいけなかった。これはとっても大事な会議だったと思うんです。アグリビジネスセンターの役割をどうするかということを専門部会の中できちっとやっておかなければならなかった。でもそれができなかったということですよね。

それでさらに、加速化交付金の申請の中身を見ると、そういった新しい就農者を迎えるための、そういったウェブサイトを立ち上げたり、動画をつくったりすることによって、2人、新規就農者をふやすというようなKPIが示されていました。でも、そういったことの検討がほとんどなされなかった。ほとんどというかなされなかったために、そういった検証する数字もできないという、そういう現実です。ですから、これは完成していないと。そういう

私は意識です。

どうですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほどから申し上げておりますとおり、ウェブ、リーフレットにつきましては、28年度分でできる分については完成していた。ウェブについては、できた分については、冬場等の関係でございましたので、全体での全ての完成ができたわけございませんので、現在ではまだウェブで発表していないというのが現状でございます。

リーフレットにつきましても同様でございます。28年度につくらなきゃいけない部分についてはつくりました。29年度つくらなきゃいけないものを加えての最終の完成ということで、3月の協議会でもお話をさせていただいたかと思っております。

専門部会につきましても、昨年、協議会に出ていただいておりますのでご存じかと思えますけれども、昨年の段階で専門部会までつくれる状況にまで検討がされておられません。ですので、協議会の中でも新年度に専門部会を立ち上げて、29年度に検討をしていくということで確認をさせていただいたと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問は。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ちょっと完成しているか、していないかという部分だけで、じゃお話、少しここではじめをつけたいと思いますが、専門部会できなかった、今、説明しましたが。専門部会をやるというのは、当初の計画の中では計画されておりました。会議も2回開くと。委託業者はそれを、運営を援助していくと。それが委託業務の中に入っているわけなんですね。専門部会が立ち上がって、何も検討されていない。でも、成果品が。それは成果品じゃないですか、それも。それは成果品です。そこに当初の最初の計画のときの金額で支払えたということはどうなんですか。専門部会できていません、それを成果としますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 会議の開催等につきましては、先ほどもお話ししたとおり、状況によってできなかったものでございます。運営への支援ということですので、それぞれ協議会も必要に応じた協議会を開催しておりますので、それに応じた支払いということで確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） すいません、村長に伺います。

この事業は、今後の未来に向けて持続する農業のための取り組みで、本当に村民にとっても村にとっても大事で必要な事業であると、私も認識しております。それだけに期待も大変大きいです。この地方創生交付金事業のあり方について、十分認識されている村長として、このやりとりとかをお聞きになって、平成28年度の仕事をどのように評価されますか。

それから、検証です。これはその実施計画の中では、29年3月検証すると書いてあるんです。私は去年、加速化交付金をとったよその自治体を調べました。5つの村です。いずれも全て実施計画のとおり検証しています。中には事業が進んで、別の事業に取り組んでいるという村もありました。

こうした中で、村長、昨年この取り組みについてどのように認識されるのか。また、今後どうされるか、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員は今までの議員質問を見ていると、どうもきちつきちつといかないと納得いかない。しかし、行政はケース・バイ・ケースのケースがいっぱいあります。そこをご理解いただきたい。ありまして、まさに地方創生の加速化交付金には、昨年度の私どもは2次募集でありますから、先ほどから出ておりますように、9月あたりに来ましても、ただし国は、近年の国はやはり霞が関がすぐ年度内にやれと。とんでもないと、私どもはよく言っておりますが、しかし、交付金をいただくにはそういう計画は出さないと認められない、これが実態であります。

でありますから、そのことが2カ月、3カ月おくれたとしても、今、塩原議員が言いますように、当朝日村の農業のこれからのことを考えていったときに、何が大事、実をとるため

に何が大事か。計画どおりやらないからおかしいよじゃないんですよ。実をとるために何を  
するかをもう少し考えてほしい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 実をとるために計画があるんだと、私は思います。これは見解の相  
違だと思いますが、実をとるために計画がある、そのためにしっかりやっていく、これが行  
政の仕事だと思います。この件についてはいいです。

それで、では新年度のスケジュールのことについて、ちょっと確認させてください。

ことし、もう既に3カ月がたって、このごろ6月の開催の通知が来ました。平成28年の取  
り組みのいろんな反省もあります。その中で、ことしの取り組み、しっかり完成させるため  
にどんなスケジュール観を持っているか、これについてお答え願います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 今年度の取り組み、スケジュールについてでございますが、  
23日に協議会を行いますので、その際に、具体的なスケジュール、先ほど小林議員にもお話  
しましたが、ことしのスケジュール、プラス5カ年のスケジュールをお示しをさせていただ  
く予定でございます。

いずれにしましても、ことしの交付金の申請で、事務レベルというか事務局サイドでは、  
12月には新しい組織を設立し、30年度からは運用していきたいという考えでいるところご  
ざいですが、いずれにしましても、それぞれの部会で検討する内容の状況によって、業務内  
容、それから、どういう運営形態にしていくかということを決めていきたいと思っています。  
ですので、その状況によって、まだ時期的なものは流動的なものもありますが、いずれにし  
ましても、専門部会、それぞれの部会と協議会をことし進めていく中で、具体的な検討をす  
るのがことしだということで考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。



村がお金を入れて運営していくんであると長続きしない、負担になるということで、自立をする組織を検討してほしいということで、事務局サイドからもお願いをしてきているところでございます。法人についても、業務内容が決まっていないうちで、どういう法人にするかということ、まだ実質決まっていないうのが現状で、それはご存じのとおりです。

ことし、去年からも近隣の塩尻市の農業公社、または生坂でやっている農業公社等の視察もすればというご意見もありますので、それについてもことし計画をして、視察等も行って、委員の皆さんからはどういう運営がされているかということも検討していただく中で、朝日村がこれから設立をしていく組織がどういう運営をするかということをもたご意見いただければということで考えています。

また、JAやホスピタルが行っている事業との連携については、ホスピタルがやっている事業について同じことをやるのであれば、新しい組織は必要ないと考えておりますので、その辺はかぶらないような事業をやっていかなきゃいけないと思っています。その辺のまだ検討がされていけませんので、そこについても、ことし、じゃホスピタルがどういう今、業務をやって、今後どうしていこうかということを検証する中で、新しい組織がじゃどういう業務を担っていくことが朝日村の農業の支援につながるかということをもことし検討するというものでございます。

また、JAとの窓口については、既にJAが行っている事業もでございます。親元就農支援事業とかそういうようなこともございますので、あと農機具の貸し借り、レンタル等の内容のものもJAで行っています。ですので、JAの行っている事業も改めてことし検討、見直しとか確認をする中で、この組織、本当にどういう業務をすることが支援につながるかということをやらなきゃいけないということは考えておまして、ですので、業務内容についてまだ決まっておきませんので、その辺の今ある組織との業務の内容について、ことしあわせて検討をしていきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 大方、ホスピタルがやっている部分が結構ありまして、それで、その専門部会で協議するためにも、JAと事務レベルの調整というか、そういったことは必要じゃないですか。そのところはどうか考えていますか。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） J Aとの連携については、この協議会にもJ Aの理事が入っていただいていますし、野菜委員長、青年部の部長、それから、後継者の会長さん、それから、幹事には支所長、センター長も入っていただいております。幹事会等では支所長、センター長からも出席をいただき、今後の協議会、今後の新しい組織をどのようにしていくかということも検討をしておりますし、29年度についても、その辺はJ Aと一緒にやっていかなければいけないということは承知しておりますので、引き続き連携をとってやっていく予定でございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 何をどのようにするかという、その整理において、J Aの存在は非常に大事かと思えます。そこと早急な事務レベルでの調整みたいなことをして、方向を見定めるという、専門部会のためにも全体会議のためにも、そういったことをぜひ検討をいただきたいと思えます。

それから、今回、この仕事をするに当たりまして一番のポイントになるのは、センター長となるにふさわしい人ということなんです。それをこれから専門部会で決めていく、それも専門部会で決めていくのか。ちょっと私のはかりかねるところがあるんですが、村として、自立するアグリビジネスセンターを運営する人、このことについてはどのように考えているか。

村の実施計画によりますと、そのアグリビジネスセンターを設置して、それを法人化して、経営責任を持つセンター長を置くと書いてあるんですね。それで、これを進めていくに当たって、提供するサービスの検討とか、それから、ビジネスモデルの構築だとか、いろんなやることがことしあるわけなんですけれども、そのセンター長という人はどんな方法で公募するのか、選ぶのか。まずふさわしい人、どのような人をイメージしているか。また、そのセンター長を置く時期、それも大体どの時期を考えているのか。例えば、検討して、検討が終わって、方向が出たところでセンター長を置くとしているのか、あるいは最初からかわってもらおうような考え方をしているのか、そのところの考え方をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 塩原議員のセンター長の件につきましては、どのように選ぶ、そして、いつごろに置くかということについてですけれども、事務局サイドで決めていけるものではありませんので、ことしの協議会の中で、業務の内容を検討する中で、どういう人がいいのか、どの時期に置いていかなければいけないかということも一緒に検討させていただきたいと思っていますので、ここで私がいつごろ、どういう人をという回答はできませんので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 実施計画の中だけの物言いで申しわけございませんが、そこに書いてある人材というのがあります。村、JA、農業委員会で推進してきた既存の農業支援、移住支援の手法を踏まえた上で、各分野のプロフェッショナル人材と連携して事業を進める。その上で、時代に合わせた支援のあり方を開発する能力を身につけた人であること。また、こうしたことを取り組むに当たり、改革する意欲と覚悟を持った人を募集することが重要だと書いてあります。企業活動で成果を上げてきた人材を雇用する。採用は村内外と広く求人し、各分野のプロフェッショナル人材からの推薦者も候補者として採用面接する。そして、確定すると書いてあります。この考え方は基本的にこれでいいということによろしいですか。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 人材の選び方については、そういう形が一番理想であるということと考えておりますので、やはりこの業務を進めていく上で、そういう方が一番理想であるということになれば、そういう選び方になってくると思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、最後の質問ということで、私、提案をさせていただきますので、村長に考えをお伺いいたします。

このアグリビジネスセンターですが、村の長い歴史の中で、こうした法人を設立して、5年で自立する仕組みをつくると。そのために民の力をかりて協働で取り組む。これに国が地方創生推進交付金として財源を用意する。地方における雇用と人口確保という国の大きな流れの中にいます。こうした初めての取り組みを限られた人数の中で処理している現実があります。大変ご苦勞は多いと思いますが、村の基幹産業を次の世代へ引き継ぐために、ぜひご尽力いただきたいと思います。

そこで、法人としてのアグリビジネスセンターが成功するために、私も考えました。といいますのは、村が出資している平成14年発足のホスピタル朝日です。当時、連作による根腐れ病対策として、農地の地力回復としてスタートしたホスピタルですが、少ない体制でくわ3本で耕したという、そのスタッフの話を伺いました。15年たった今、ことしになって初めて黒字を出し、3人の正社員を初め、若い子育て中のお母さんや農業研修生など17人の体制となりました。やっと会社としての姿になったとのこと。自立とは大変なことだと痛感しました。少しでも参考になればと思ひまして提案する次第でございます。

昨日の市民タイムスの記事にありましたように、村は県営中山間総合整備事業の準備を本格化させています。圃場整備の対象地域が鎖川上流の御馬越、御道開渡、大石原を初め、河川敷沿いの地域6カ所です。これらを整備することにより利便性を高め、農地として生産量の維持を図ることが大きな狙いです。会議で課長がここのことはしっかり説明されておりました。

村では、5月31日から6月9日までの間、関係する6つの地域で地権者対象の打ち合わせ会を実施しました。私は全ての会場で傍聴し、この中で特に御馬越、御渡開渡、大石原の地権者の不安の声や積極的になれない声が気になりました。その声とは、後継者がいないこと、高齢であることから、たとえ整備しても耕作が難しいので、今のままでいい。あるいは地形や地質の問題も挙がっていました。その一方で、借りてくれるしっかりした受け皿があれば、安心して整備できるという声もありました。これら3つの地域の共通の課題は、土地の形状と地質という問題。さらに、高齢であり、後継者がいないから積極的になれない。また、不在地主も多くいるようでした。

これらが理由で整備計画に参加しない地権者がもし多く出た場合、農地として利便性を高め、有効利用して生産量を維持するという目的が、計画面積より規模が縮小するばかりでな

く、整備する内容も個人負担を伴うことから不十分になる。そんなことも予想されます。そうなると、規模拡大を考えている借り手側の農家は使い勝手が悪いとして渋る、そんな状況が起きてくるかもしれません。

そこで、この地域3カ所の整備計画、約10ヘクタールですが、アグリビジネスセンターが現在、耕作していらっしゃる方もおりますので、そこ以外は全て借り受け、ビジネスとしてこの地域ならではの農業を展開する。そういった提案です。この、もし受け皿づくりができれば、ほかの地域で起こり得るいろんな緊急時の対応窓口、そんなこととしても機能する役割を果たすのではないかと。

ことしのビジネスセンターの検討テーマの中に、条件不利地を活用した高付加価値農業の調査があります。この中にこの3地域のことを検討課題として上げていただいて、ビジネスとして成り立つのかどうか、そこの検討を進めるとどうでしょうか。もしアグリビジネスセンターが、これは農業としてやるということが、自立の一番確かな道筋になるのではないかと考えるわけです。こうしたことがもし実行できれば、地権者は安心してその整備計画に同意してくれると。当初の目的のとおりの高利便性の高い農地として再生できる場所になるのではないかと。この地域は辺地地域です。取り組み方次第によっては、新たな農業のビジネスチャンスもあるかと思います。そんな視点から提案させていただくものです。

お考えをお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の、今度は中山間のほうに話が出ましたので、そちらでございしますが、今回、中山間総合整備事業を一昨年から県と打ち合わせをしながら進めさせていただきますのは、ご案内のとおり、もう既に私が申し上げなくてもわかりますが、遊休農地、荒廃農地がどんどんふえています。それは今おっしゃられたとおり、もう後継者がいない。私だけで我が家の農業は終わりと、そういう方が結構おります。しかも面積が大きくない。5畝だとか、今で言うと5アールだとかそういうことではありますが、そういう形でありますけれども、それをそのまま放っておいて、今朝日村はそれで将来いいのかどうか。

でありますから、私は今回、中山間総合整備事業でここを構造改善をさせていただいて、一番大事なことは地権者の協力がなければいけません、地権者の協力があつて進めなきゃいけません、やはり一番先は地権者が了解をとれるかが一番大きな課題。これは最初から

当然そういうことは感じております。であります、しかも、後継者がいないので、今さら85%の補助金があっても、15%自分が今さら借金をするなんていうわけにいかない。結構そういう人もいます。

でありますので、ここは今回、中山間総合整備事業を行うには、まずは、お金の前に今の状況の圃場で本当に今後いいのかどうか、そこらご理解をいただく。いや、やはり人の畑、人の田んぼを借りて自分のところへ行かないと耕作できないのが実態でありますから、そういうことをどうするか。それではやはり圃場整備をして、形をよくして、作業をしやすくする。それでご理解をいただく。お金のことはその後の話です。それで、今さらお金の借金したくないことに関しましては、これは日本で一度もやっておりますが、私は朝日村方式で取り組むつもりであります。

まだ、ここで申し上げるわけにいきませんが、お金を、いわゆる自分の負担金を払う人、払わない人がいますと不公平になりますから、払えない人には朝日村方式でもって、払った人と均等の権限が持てる、そういう形。それでいま一つ、今、中間管理機構、農政の関係では中間管理機構でまた補助金がつきますので、そういう形での利用は今後していかなきゃいけない、そういう考え方でございます。

でありますから、朝日の農業を考えたときには、この今の今回の6カ所ですが、これはぜひ地権者のご理解をいただいてやっていきたい。お金のないことは何とかしましようということを進めたいと思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原智恵美議員の一般質問の持ち時間は終了しました。

一般質問を終了してください。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ありがとうございます。

○議長（清沢正毅君） 以上で一般質問は全て終了をいたしました。大変ご苦労さまでございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） では、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成29年朝日村議会6月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成29年6月20日(火)午前9時45分開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第32号から議案第36号までの質疑、討論、採決  
(追加付議事件)
- 第6 議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第7 発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書について
- 第8 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 第9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 議案第37号並びに発議第2号及び発議第3号の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員(10名)

1番	高橋 廣美 君	2番	中村 賢郎 君
3番	上條 俊策 君	5番	齊藤 勝則 君
6番	上條 昭三 君	7番	北村 直樹 君
8番	小林 弘幸 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	塩原康視君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時45分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） ただいまの出席議員数は定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

10番 林 邦 宏 議員

1番 高 橋 廣 美 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会、林 邦宏委員長。

〔社会文教常任委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教常任委員長（林 邦宏君） 社会文教常任委員会、請願書委員長報告。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

委員会は6月13日に開催し、慎重審査の結果、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書については採択です。

審査の主な経過を申し上げますと、平成18年から義務教育費国庫負担金が2分の1から3分の1に引き下げられ、県・市町村の財政負担がふえている現状です。

憲法の規定にある義務教育は、財政的にも国の責任において行われることが重要であり、教育の機会均等と教育水準の確保のために義務教育費国庫負担金制度を堅持し、義務教育費国庫負担金の2分の1への引き上げを要求する考えがあります。これが全員一致で採択となった背景です。

以上、報告といたします。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員会委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

社会文教常任委員会の審査結果を議題といたします。

請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎議案第32号から議案第36号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第32号から議案第36号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第32号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） お願いいたします。

私、今回は一般会計補正（第1号）の農業振興費の関係について質問をさせていただくものでございます。

農業振興費の賃金125万6,000円について、全協の説明では、アグリビジネスセンター設立に係るアドバイザーの賃金と説明されました。

当初予算に計上された賃金135万7,000円との違いを明確にすることから、担当職員について説明を求めました。それによると、当初予算計上職員は、去年はアグリビジネスの仕事をしておりましたが、ことしは土地改良、内容は県営中山間総合整備事業の仕事に従事しております。この職員の賃金は土地改良費に計上するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、土地改良で今回補正の賃金が計上されておりますが、こちらは1名分という説明でございました。

したがって、土地改良費に農業振興費の職員の分を2名として計上するのが予算の本来の姿と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の議案質疑ということで細かくいただきましたが、既にこのことは予算説明の中でももう少し議論していただきたい、これが一つであります。

そこで、ご指摘をいただくことにつきましては、これは私どもは国・県の補助金をいただいているわけでありますから、指摘をされないということもありますので、これについてはご意見を十分いただいたことで承知をして対応したいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ただいま村長からお答えをいただきました。

ということは、ちょっと確認をさせてください。

今後、仕事の内容を精査して、しかるべきときにそういった対応措置をとるということでよろしいのかどうか確認をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど検討するということは、塩原議員の思うようにいくかどうかは別問題として、検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、3回目までの質疑でございます。3回目の質疑はございますか。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 了解しました。

○議長（清沢正毅君） 以上で、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私は、今回、農業費の人件費について、本来は土地改良費にするべきものを農業振興費に計上するという誤った予算編成をしているため、修正を求めるもので

ございます。

これは、現在、農業振興費で支払っている職員が中山間の仕事をしているということは、目的と違う賃金の支払いをしているということでございます。

したがって、今回、ただいまの村長からのしかるべきときに修正をするという提案もあるかということを期待いたしまして、予算が本来あるべき姿にするということは、村民益にかなうことでございます。

そういった大原則に基づいて修正を求めるものでございましたが、そのことを村側のしかるべき提案を見守るということの立ち位置で、今回は討論を取り下げさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加議案 議案第37号並びに発議第2号及び発議第3号の上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第6、議案第37号及び日程第7、発議第2号及び日程第8、発議第3号の議案を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第9、ただいま提出されました議案のうち、議案第37号について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日、追加いたしました議案は人事案件1件でございます。農業委員会委員を選任するに当たり、農業委員会等に関する法律の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 続いて、発議第2号について提案理由の説明を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林弘幸君） 発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書について、提案理由を説明いたします。

平成29年6月13日に総務産業常任-委員会を開催し、長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書を採択いたしました。

採択に至った理由は、朝日村は、村土の87%を森林が占めており、戦後のカラマツを主体とした人工林が多く、伐期を迎えた森林もあります。

しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足等により、必要な育林がなされずに放置されたり搬出間伐が滞ったりしています。

そのような中、長野県では、健全な森林づくりの推進を目的として、平成20年に長野県森林づくり県民税を導入し、本村においても間伐事業や松くい虫防除対策事業、鳥獣被害対策のための緩衝帯整備事業等に活用されてきたところであります。しかしながら、計画面積等の事業採択要件による制約などにより、事業申請ができにくい傾向にあります。

つきましては、森林税の活用にあたって、次の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

意見書の内容ですが、1、市町村や林業事業者等の関係機関の意見を聞きながら森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。

2、森林税の適正な活用に努めること。

3、今後も森林税を継続するにあたっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村・中山間地域の活力となるよう取り組みを進めること。

以上であります。

長野県知事宛てに意見書を清沢議長名で提出することに議会での審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（清沢正毅君） 続きまして、発議第3号についての議案提案説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、先ほどの社会文教常任委員長報告の内容と重複いたしますので、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

---

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時07分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

---

◎議案第37号並びに発議第2号及び発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議案第37号並びに発議第2号及び発議第3号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

上條典泰氏の農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條典泰氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

---

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開会をされました今期定例会は、本日をもちまして閉会となるわけでございます。この間、14日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないように執行してまいる所存でございます。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては検討をさせていただき、当面しております重要案件につきましては、村民のため、村政発展のために実現に努力してまいる所存でございます。

さて、今定例会冒頭の提案説明で5月の天候につきまして申し上げましたが、最近の気象状況は梅雨時期にもかかわらず空梅雨でございまして、しかも今朝日村につきましては、冬季降雪量、この雪の少なさも加わりまして鎖川の水量は、平年の8月の渇水期以下の流量となっております。

ご案内のとおり、ことしの太平洋高気圧は例年より弱いために、いま一つ北上をせず、前線が南下している状況で高温となっている状況でございます。

当村にとりましては、この現状が続きますと、7月には異常事態が心配されるところでございます。今後の梅雨の天候に期待をするところでございます。

次に、テレビ松本施設のオール光ファイバー化についてでございます。

当村の有線放送テレビ、いわゆるCATVは、平成23年にテレビのデジタル放送への移行に伴いまして、放送通信施設等全てを株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに移譲をしまして現在運営をされているところでございますが、そこで、このたび株式会社テレビ松本ケーブルビジョンの役員会におきまして、来年、平成30年12月から始まります4K放送への対応を初め、近年動画のインターネット配信などによります通信回線のデータ量の増大に備えまして情報通信基盤の整備、課題が検討をされました。

さらに、近年の動態から災害に強い施設にすること等を加えました目的で、オール光ファイバー化を行い、将来性のある高度なケーブルテレビ施設に更新する方針が決定をされました。

これによりまして、計画では、事業費約30億円を投入しまして、本年8月ころから約3カ

年の工期で更新するとしております。

今後につきましては、当村にかかわる具体的事業が示され次第、村民の皆様に周知し、ご理解をいただいております。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様、村民の皆様には、季節違いの天候が続いておりますが、健康にはご留意をされますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年朝日村議会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時18分